

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月17日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 出川 昌人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4935

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）
ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)

ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)

(「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)」を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)」を「為替ヘッジあり」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき3,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(5)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%^{*}（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

* 平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(6)【申込単位】

1万円以上1円単位とします。

ただし、分配金再投資は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社が定時定額購入サービスを取扱う場合、当該販売会社が別に定める申込単位となる場合があります。定時定額購入サービスの取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

平成25年12月18日から平成26年6月17日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(9)【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」で払込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）、ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。

（「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）」を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 債券に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|----------------|----------------|---------------------------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 |

< 属性区分表 >

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|---|--|---|---|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変型 | 年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 | グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング | ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ | <ヘッジなし> なし <ヘッジあり> あり (フルヘッジ) |

<各分類および区分の定義>

・商品分類

| | | |
|----------------|-------|---|
| 単体型投信・追加型投信の区分 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 投資対象地域による区分 | 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象資産による区分 | 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

・属性区分

| | | |
|---------------|---------------------------|---|
| 投資対象資産による属性区分 | その他資産（投資信託証券（債券）） | 目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する。 |
| 決算頻度による属性区分 | 年2回 | 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象地域による属性区分 | グローバル（日本を含む） | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資形態による属性区分 | ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジによる属性区分 | <ヘッジなし> 為替ヘッジなし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |
| | <ヘッジあり> 為替ヘッジあり（フルヘッジ） | 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額は各ファンド5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色（各ファンドおよびマザーファンドの特色）

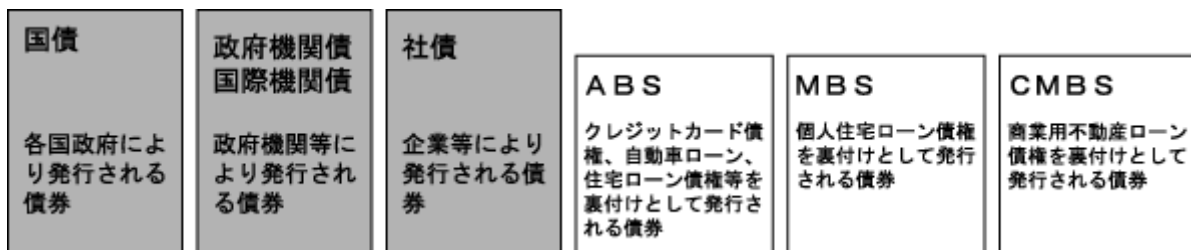
- a. 当ファンドは、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとし、

国債の他、投資適格格付を付与されている社債、資産担保証券^{*}等にも投資します。

* 不動産ローンや自動車ローンの債権を裏付けとして発行された証券。M B S（モーゲージ証券）、C M B S（商業用不動産ローン担保証券）、A B S（資産担保証券）などがあります。

デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

< 投資する債券の種類と概要 >



上記は一般的な債券の概要を述べたものであり、当ファンドが実質的に投資する債券の全てを網羅するものではありません。

- b. シティ世界国債インデックス^{*}をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

| | |
|---------|-------------------------|
| 為替ヘッジなし | シティ世界国債インデックス（円ベース） |
| 為替ヘッジあり | シティ世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース） |

* シティ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが公表する、世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

c. グローバルに展開するブラックロック・グループの各国拠点が運用を行います。

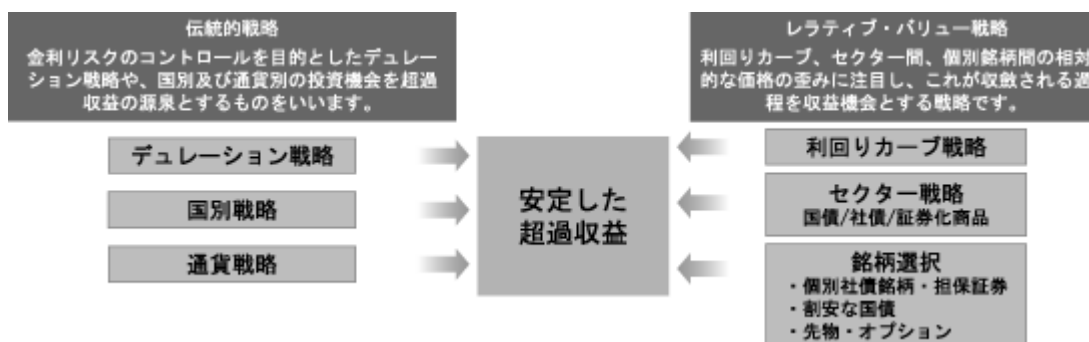
委託会社は、運用の指図に関する権限をブラックロック・グループの運用会社へ委託します。



運用の委託範囲の詳細については、「第二部 ファンド情報 第2 投資方針 (1)投資方針 各ファンドの投資態度」をご覧ください。

< ブラックロックの債券運用の特色 >

金利・為替についての相場観に過度に依存せず、計算可能な相対価値（「レラティブ・バリュー」）に基づく投資機会を発見し、積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。



ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

d. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 為替ヘッジなし | 原則として為替ヘッジを行いません。 |
| 為替ヘッジあり | 原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 |

ただし、各ファンドとも一部機動的な運用を行う場合もあります。

「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」の相互間でのスイッチングのお取扱いはありません。



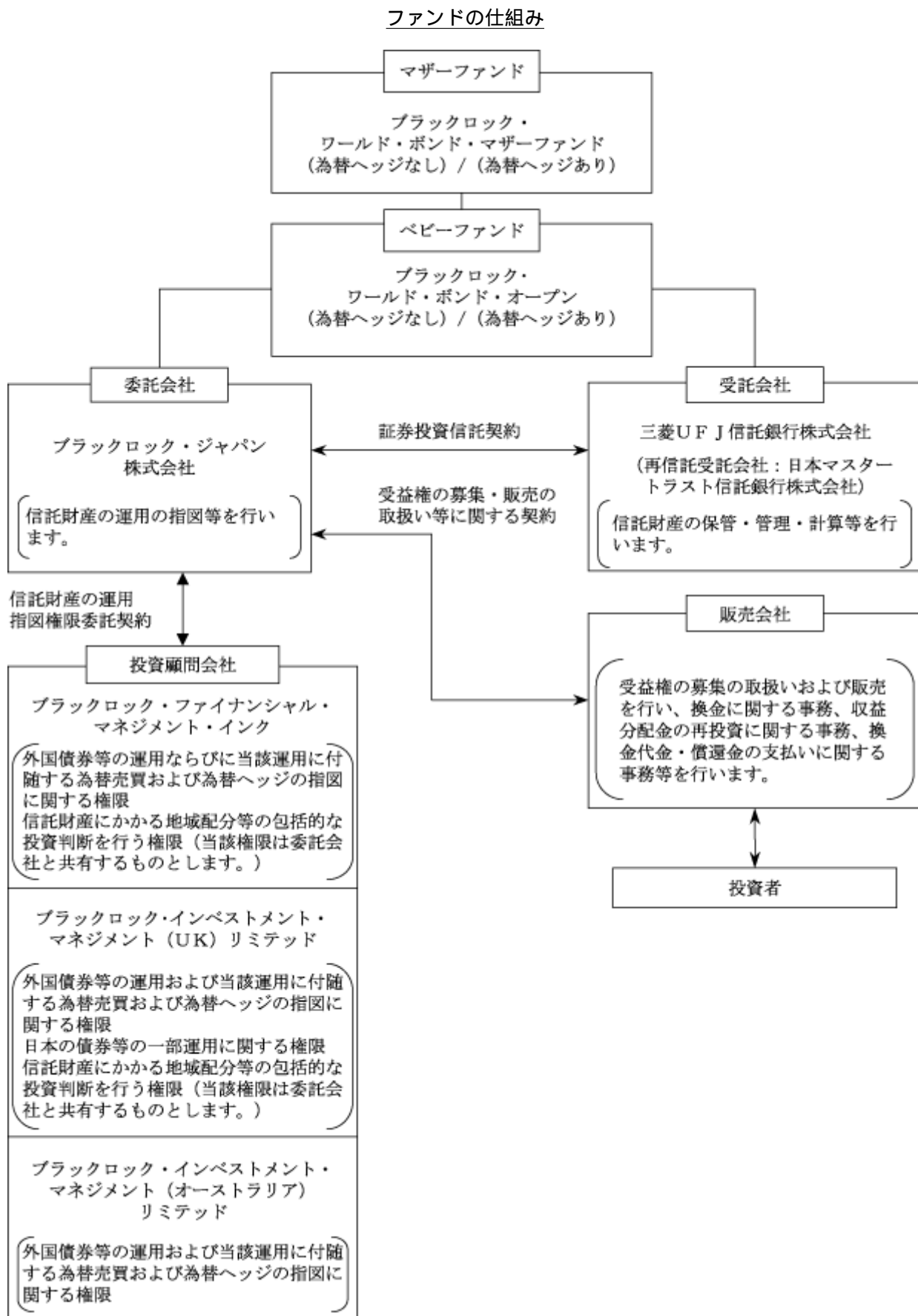
※「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」の相互間でのスイッチングのお取扱いはありません。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|-------------|---|
| 平成10年7月1日 | 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 |
| 平成18年10月1日 | ファンド名称を「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし） / （為替ヘッジあり）」へ変更 |
| 平成18年10月23日 | 運用の基本方針の変更 |
| 平成19年1月4日 | 投資信託振替制度への移行 |
| 平成21年12月2日 | ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継 |

(3) 【ファンドの仕組み】



< 契約等の概要 >

a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c . 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

平成25年9月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a . 資本金 2,435百万円

b . 沿革

| | |
|----------|---|
| 1985年1月 | メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1988年3月 | パークレイズ・デザート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1999年4月 | 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得 |
| 2006年10月 | メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |
| 2009年12月 | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |

c . 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有 株式数 | 所有比率 |
|-------------------------------|-----------------------|-----------|------|
| ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 | 10,158株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

各ファンドの投資態度

「為替ヘッジなし」

- a．主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- b．シティ世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- c．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

「為替ヘッジあり」

- a．主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- b．シティ世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- c．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

「各ファンド共通」

- a . デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- b . ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

| | |
|--|---|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。) |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。) |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |

- c . 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

資金動向、市況動向、残存期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度

「マザーファンド（為替ヘッジなし）」

- a . シティ世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- b . 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

「マザーファンド（為替ヘッジあり）」

- a . シティ世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- b . 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

「各マザーファンド共通」

- a．世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- b．デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- c．ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

| | |
|--|---|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。) |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。) |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |

- d．前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

資金動向、市況動向、残存期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

各ファンドの投資対象

- a．投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

「各ファンド共通」

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限りません。）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限りません。）

b. 投資対象とする有価証券

「為替ヘッジなし」

委託会社は信託金を主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

「為替ヘッジあり」

委託会社は信託金を主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

「各ファンド共通」

- (a) 株券または新株引受権証券
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

各マザーファンドの投資対象

「各マザーファンド共通」

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限ります。)
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証券
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (t) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

(u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは、運用指図に関する権限の一部をブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託しており、その債券運用チーム（約30名程度）によって運用されています。

ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。

基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャーおよびリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。

各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、およびセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的およびガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。



運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.1兆ドル^{*}（約402兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2013年9月末現在。(円換算レートは1ドル=98.125円を使用)

(4)【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時（3月15日、9月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含まれます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

a．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b．売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

各ファンドの投資制限

「各ファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

a．投資する株式等の範囲（約款第18条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

b．投資する株式等への投資比率の制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第16条第3項）

株式（新株引受権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

* 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

c．同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限 および、約款第19条）

(a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- d．同一銘柄の転換社債等への投資制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第23条)
- 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e．外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- g．投資する投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第16条第5項)
- 投資信託証券(親投資信託は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- h．信用取引の指図範囲(約款第20条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- i．先物取引の運用指図(約款第21条)
- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

j．スワップ取引の運用指図（約款第22条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲（約款第24条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) 委託会社は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l . 有価証券の貸付けの指図(約款第25条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m . 公社債の空売りの指図範囲(約款第26条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

n . 公社債の借入れ(約款第27条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

o. 外国為替予約の指図（約款第29条）

「為替ヘッジなし」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「為替ヘッジあり」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

p. 資金借入れ（約款第37条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

各マザーファンドの投資制限

「各マザーファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

a．投資する株式等の範囲（約款第12条）

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．投資する株式等への投資比率の制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第10条第3項）

株式（新株引受権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

c．同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限 および、約款第13条）

- (a) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．同一銘柄の転換社債等への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第17条）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g. 投資する投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限、約款第10条第4項)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h. 信用取引の指図範囲(約款第14条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i. 先物取引等の運用指図(約款第15条)

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

j. スワップ取引の運用指図(約款第16条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲(約款第18条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l. 有価証券の貸付けの指図(約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m. 公社債の空売りの指図範囲(約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

n . 公社債の借入れ（約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

o . 外国為替予約の指図（約款第23条）

「マザーファンド（為替ヘッジなし）」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「マザーファンド（為替ヘッジあり）」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

投信法等関係法令で定める投資制限

a．デリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとする。

b．同一の法人の発行する株式（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行います。

「為替ヘッジなし」は、原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「為替ヘッジあり」は、円ベースでの収益の確保を目指し、原則として為替ヘッジを行いますが、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすることはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

d．期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等（資産担保証券）の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b．ファンドの繰上償還

各ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%^{*}（税抜3.00%）を上限として、販売会社により独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。（以下同じ。）

* 平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.344%（税抜1.28%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間での配分は次の通りとします。

| 信託財産の純資産総額に対して | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 |
|--------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 650億円以下の部分 | 年0.6615% (税抜0.63%) | 年0.63% (税抜0.6%) | 年0.0525% (税抜0.05%) | 年1.344% (税抜1.28%) |
| 650億円超1,000億円以下の部分 | (同上) | (同上) | 年0.042% (税抜0.04%) | 年1.3335% (税抜1.27%) |
| 1,000億円超の部分 | (同上) | (同上) | 年0.0315% (税抜0.03%) | 年1.323% (税抜1.26%) |

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

<平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は以下の通りとします。>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3824%(税抜1.28%)以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分は次の通りとします。

| 信託財産の純資産総額に対して | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 |
|--------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 650億円以下の部分 | 年0.6804% (税抜0.63%) | 年0.648% (税抜0.6%) | 年0.054% (税抜0.05%) | 年1.3824% (税抜1.28%) |
| 650億円超1,000億円以下の部分 | (同上) | (同上) | 年0.0432% (税抜0.04%) | 年1.3716% (税抜1.27%) |
| 1,000億円超の部分 | (同上) | (同上) | 年0.0324% (税抜0.03%) | 年1.3608% (税抜1.26%) |

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の支払時期と支払方法

毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支弁します。

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。

- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われま
す。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本
の算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本
払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金(特
別分配金)」については、下記「収益分配金の課税について」をご覧ください。)

換金時および償還時の課税について

- a. 個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。
- b. 法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

- a. 個人の投資者に対する課税
(a) 収益分配金の課税について

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10.147%(所得税7.147%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(10.147%(所得税7.147%および地方税3%))のいずれかを選択することができます。

[平成26年1月1日以降]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、10.147%(所得税7.147%、地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

[平成26年1月1日以降]

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

平成26年1月1日以降、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の投資者に対する課税

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

[平成26年1月1日以降]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)」

(1)【投資状況】(平成25年9月末現在)

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 895,885,052 | 100.05 |
| 内 日本 | 895,885,052 | 100.05 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 431,636 | 0.05 |
| 純資産総額 | 895,453,416 | 100.00 |

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。

マザーファンド

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 国債証券 | 8,955,442,425 | 65.62 |
| 内 日本 | 4,642,019,230 | 34.02 |
| 内 ユーロ | 3,383,700,152 | 24.79 |
| 内 イギリス | 659,137,568 | 4.83 |
| 内 メキシコ | 166,136,097 | 1.22 |
| 内 デンマーク | 60,647,862 | 0.44 |
| 内 南アフリカ | 34,048,078 | 0.25 |
| 内 スウェーデン | 9,753,438 | 0.07 |
| 地方債証券 | 472,026,335 | 3.46 |
| 内 カナダ | 221,298,173 | 1.62 |
| 内 ユーロ | 166,178,749 | 1.22 |
| 内 アメリカ | 84,549,413 | 0.62 |
| 特殊債券 | 663,859,185 | 4.86 |
| 内 ユーロ | 331,510,198 | 2.43 |
| 内 カナダ | 149,182,330 | 1.09 |
| 内 アメリカ | 143,137,068 | 1.05 |
| 内 イギリス | 40,029,589 | 0.29 |
| 社債券 | 3,006,573,703 | 22.03 |
| 内 アメリカ | 1,473,915,523 | 10.80 |
| 内 ユーロ | 1,235,673,163 | 9.05 |
| 内 イギリス | 236,489,889 | 1.73 |
| 内 オーストラリア | 45,721,240 | 0.34 |
| 内 カナダ | 14,773,888 | 0.11 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 548,927,436 | 4.02 |
| 純資産総額 | 13,646,829,084 | 100.00 |

(注1) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(2) 【投資資産】(平成25年9月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 数量(口) | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----|-----------------------------------|------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし) | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 590,485,798 | 1.5148 | 894,467,892 | 1.5172 | 895,885,052 | 100.05 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.05 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)(平成25年9月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 償還日 | 利率 (%) | 種類 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|--|------|----------------|-----------|-----------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 1 | 309 10年国債 | 日本 | 2020/ 6/20 | 1.100000 | 国債証券 | 1,225,000,000 | 105.53 | 1,292,742,500 | 104.74 | 1,283,163,000 | 9.40 |
| 2 | 318 10年国債 | 日本 | 2021/ 9/20 | 1.000000 | 国債証券 | 1,144,000,000 | 104.38 | 1,194,152,440 | 103.63 | 1,185,550,080 | 8.69 |
| 3 | 130 20年国債 | 日本 | 2031/ 9/20 | 1.800000 | 国債証券 | 562,000,000 | 104.64 | 588,121,760 | 105.36 | 592,145,680 | 4.34 |
| 4 | 99 20年国債 | 日本 | 2027/ 12/20 | 2.100000 | 国債証券 | 414,000,000 | 113.48 | 469,836,180 | 113.69 | 470,680,740 | 3.45 |
| 5 | UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2018/07/22 | イギリス | 2018/ 7/22 | 1.250000 | 国債証券 | 349,378,900 | 99.07 | 346,144,884 | 98.78 | 345,140,933 | 2.53 |
| 6 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25 | ユーロ | 2023/ 5/25 | 1.750000 | 国債証券 | 328,356,300 | 95.72 | 314,334,747 | 94.94 | 311,774,306 | 2.28 |
| 7 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2021/9/1 | ユーロ | 2021/ 9/1 | 4.750000 | 国債証券 | 250,553,000 | 103.70 | 259,840,999 | 104.95 | 262,970,406 | 1.93 |
| 8 | 39 15年国債FR | 日本 | 2021/ 3/20 | 0.320000 | 国債証券 | 220,000,000 | 103.50 | 227,700,000 | 104.15 | 229,130,000 | 1.68 |
| 9 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25 | ユーロ | 2023/ 10/25 | 4.250000 | 国債証券 | 188,310,360 | 118.59 | 223,336,086 | 116.24 | 218,895,728 | 1.60 |
| 10 | 110 5年国債 | 日本 | 2018/ 3/20 | 0.300000 | 国債証券 | 200,000,000 | 99.47 | 198,956,000 | 100.39 | 200,794,000 | 1.47 |
| 11 | 107 5年国債 | 日本 | 2017/ 12/20 | 0.200000 | 国債証券 | 182,000,000 | 100.37 | 182,687,960 | 100.02 | 182,036,400 | 1.33 |
| 12 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25 | ユーロ | 2041/ 4/25 | 4.500000 | 国債証券 | 145,980,090 | 124.21 | 181,329,578 | 119.57 | 174,561,531 | 1.28 |
| 13 | 27 30年国債 | 日本 | 2037/ 9/20 | 2.500000 | 国債証券 | 143,000,000 | 119.11 | 170,340,170 | 117.01 | 167,324,300 | 1.23 |
| 14 | 313 2年国債 | 日本 | 2014/ 2/15 | 0.100000 | 国債証券 | 163,000,000 | 100.04 | 163,065,200 | 100.00 | 163,004,890 | 1.19 |
| 15 | UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7 | イギリス | 2042/ 12/7 | 4.500000 | 国債証券 | 134,692,680 | 122.00 | 164,331,804 | 118.63 | 159,799,395 | 1.17 |
| 16 | PROVINCE OF QUEBEC CANADA 4.25% 2043/12/01 | カナダ | 2043/ 12/1 | 4.250000 | 地方債 証券 | 152,296,980 | 109.83 | 167,273,865 | 100.96 | 153,762,076 | 1.13 |
| 17 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2017/06/01 | ユーロ | 2017/ 6/1 | 4.750000 | 国債証券 | 140,177,810 | 105.85 | 148,379,613 | 106.18 | 148,854,816 | 1.09 |
| 18 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2017/05/01 | ユーロ | 2017/ 5/1 | 4.750000 | 国債証券 | 138,463,500 | 105.45 | 146,023,363 | 106.23 | 147,103,622 | 1.08 |
| 19 | BUNDESobligation 0.25% 2018/04/13 | ユーロ | 2018/ 4/13 | 0.250000 | 国債証券 | 143,738,300 | 98.15 | 141,086,328 | 98.12 | 141,050,393 | 1.03 |
| 20 | FRENCH TREASURY NOTE BTAN 1% 2017/07/25 | ユーロ | 2017/ 7/25 | 1.000000 | 国債証券 | 125,672,110 | 101.06 | 127,011,774 | 100.52 | 126,333,145 | 0.93 |
| 21 | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31 | ユーロ | 2022/ 1/31 | 5.850000 | 国債証券 | 108,265,270 | 107.66 | 116,568,213 | 111.74 | 120,986,439 | 0.89 |
| 22 | CAJA MADRID 3.875% 2013/11/30 | ユーロ | 2013/ 11/30 | 3.875000 | 社債券 | 118,683,000 | 101.39 | 120,333,880 | 100.37 | 119,131,621 | 0.87 |
| 23 | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4 | ユーロ | 2039/ 7/4 | 4.250000 | 国債証券 | 88,880,380 | 137.98 | 122,643,369 | 131.05 | 116,481,293 | 0.85 |
| 24 | WELLS FARGO & CO 1.25% 2015/02/13 | アメリカ | 2015/ 2/13 | 1.250000 | 社債券 | 114,563,000 | 101.15 | 115,889,639 | 100.82 | 115,510,436 | 0.85 |
| 25 | SVENSK EXPORTKREDIT AB 3.625% 2014/5/27 | ユーロ | 2014/ 5/27 | 3.625000 | 社債券 | 108,792,750 | 103.94 | 113,081,360 | 102.14 | 111,126,354 | 0.81 |
| 26 | ELECTRICITE DE FRANCE SA | アメリカ | 2099/ 12/31 | 5.250000 | 社債券 | 116,127,000 | 98.99 | 114,956,439 | 94.60 | 109,856,142 | 0.80 |
| 27 | SPANISH GOV'T 5.5% | ユーロ | 2017/ 7/30 | 5.500000 | 国債証券 | 97,188,190 | 108.53 | 105,479,314 | 110.08 | 106,994,478 | 0.78 |
| 28 | BELGIUM KINGDOM 4.25% | ユーロ | 2014/ 9/28 | 4.250000 | 国債証券 | 102,331,120 | 106.22 | 108,700,208 | 103.99 | 106,421,294 | 0.78 |
| 29 | PROVINCE OF QUEBEC CANADA 5% 2019/4/29 | ユーロ | 2019/ 4/29 | 5.000000 | 地方債 証券 | 89,012,250 | 122.00 | 108,594,945 | 118.84 | 105,787,498 | 0.78 |
| 30 | CANADA HOUSING TRUST NO 1 2.4% 2022/12/15 | カナダ | 2022/ 12/15 | 2.400000 | 特殊債券 | 110,192,460 | 99.76 | 109,932,405 | 95.48 | 105,217,270 | 0.77 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-------|---------|
| 国債証券 | 65.62 |
| 地方債証券 | 3.46 |
| 特殊債券 | 4.86 |
| 社債券 | 22.03 |
| 合計 | 95.98 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

| 種類 | 地域 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額(円) | 評価金額(円) | 投資 比率 (%) |
|---------------------------|---------|--------------------|----------------------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
| 債券先物 取引 | 日本 | 東京証券取引所 | 長国2512月限 | 売建 | 8 | 1,146,640,000 | 1,152,960,000 | 8.45 |
| | アメリカ | シカゴ商品取引所 | US 5YR NOTE (CBT) DEC 13 | 買建 | 85 | 994,729,963 | 1,005,164,016 | 7.37 |
| | | | US 2YR NOTE (CBT) DEC 13 | 買建 | 42 | 901,638,367 | 904,043,932 | 6.62 |
| | | | US ULTRA BOND(CBT) FUTURE DEC 13 | 買建 | 26 | 355,730,578 | 361,607,796 | 2.65 |
| | | | US 10YR NOTE FUTURE DEC 13 | 買建 | 13 | 157,895,270 | 160,551,320 | 1.18 |
| | カナダ | ウィニペグ商品取引所 | CAD 10YR BOND FUTURE DEC 13 | 売建 | 32 | 389,121,628 | 393,066,556 | 2.88 |
| | オーストラリア | シドニー先物取引所 | AUST 10YR BOND FUTURE DEC 13 | 買建 | 9 | 94,099,830 | 95,781,379 | 0.70 |
| | イギリス | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | LONG GILT FUTURE DEC 13 | 売建 | 8 | 138,195,954 | 139,561,852 | 1.02 |
| | ユーロ | ユーレックス | EURO-BUXL 30Y BND DEC 13 | 売建 | 3 | 48,844,648 | 49,625,318 | 0.36 |
| | | | EURO-BUND FUTURE DEC 13 | 売建 | 14 | 254,130,633 | 259,295,981 | 1.90 |
| EURO-SCHATZ FUTURE DEC 13 | | | 売建 | 69 | 1,002,258,154 | 1,004,578,407 | 7.36 | |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|------------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第11期(平成16年3月15日) | 2,257,053,439 | 2,281,236,682 | 0.9333 | 0.9433 |
| 第12期(平成16年9月16日) | 2,029,814,079 | 2,051,870,670 | 0.9203 | 0.9303 |
| 第13期(平成17年3月15日) | 1,976,966,731 | 1,998,013,939 | 0.9393 | 0.9493 |
| 第14期(平成17年9月15日) | 1,971,097,207 | 1,991,497,439 | 0.9662 | 0.9762 |
| 第15期(平成18年3月15日) | 2,027,671,867 | 2,048,204,888 | 0.9875 | 0.9975 |
| 第16期(平成18年9月15日) | 2,037,957,155 | 2,058,108,947 | 1.0113 | 1.0213 |
| 第17期(平成19年3月15日) | 1,941,490,871 | 1,960,461,028 | 1.0234 | 1.0334 |
| 第18期(平成19年9月18日) | 1,980,496,845 | 1,990,088,272 | 1.0324 | 1.0374 |
| 第19期(平成20年3月17日) | 1,923,933,751 | (同左) | 0.9895 | (同左) |
| 第20期(平成20年9月16日) | 1,658,417,843 | (同左) | 0.9773 | (同左) |
| 第21期(平成21年3月16日) | 1,404,331,882 | (同左) | 0.9082 | (同左) |
| 第22期(平成21年9月15日) | 1,380,636,656 | (同左) | 0.9367 | (同左) |
| 第23期(平成22年3月15日) | 1,375,283,548 | (同左) | 0.9206 | (同左) |
| 第24期(平成22年9月15日) | 1,117,962,143 | (同左) | 0.8933 | (同左) |
| 第25期(平成23年3月15日) | 1,027,059,020 | (同左) | 0.8734 | (同左) |
| 第26期(平成23年9月15日) | 1,078,657,175 | (同左) | 0.8539 | (同左) |
| 第27期(平成24年3月15日) | 1,107,761,033 | (同左) | 0.9065 | (同左) |
| 第28期(平成24年9月18日) | 929,724,344 | (同左) | 0.8892 | (同左) |
| 第29期(平成25年3月15日) | 965,734,248 | (同左) | 1.0335 | (同左) |
| 第30期(平成25年9月17日) | 894,636,051 | (同左) | 1.0583 | (同左) |
| 平成24年9月末現在 | 919,256,152 | | 0.8833 | |
| 平成24年10月末現在 | 923,272,317 | | 0.9000 | |
| 平成24年11月末現在 | 936,678,236 | | 0.9265 | |
| 平成24年12月末現在 | 949,744,068 | | 0.9690 | |
| 平成25年1月末現在 | 967,826,529 | | 1.0076 | |
| 平成25年2月末現在 | 934,213,561 | | 1.0078 | |
| 平成25年3月末現在 | 944,446,379 | | 1.0185 | |
| 平成25年4月末現在 | 974,560,112 | | 1.0692 | |
| 平成25年5月末現在 | 921,524,073 | | 1.0767 | |
| 平成25年6月末現在 | 891,577,494 | | 1.0430 | |
| 平成25年7月末現在 | 889,257,808 | | 1.0484 | |
| 平成25年8月末現在 | 884,783,719 | | 1.0475 | |
| 平成25年9月末現在 | 895,453,416 | | 1.0595 | |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|------|--------------|
| 第11期 | 0.0100 |
| 第12期 | 0.0100 |
| 第13期 | 0.0100 |
| 第14期 | 0.0100 |
| 第15期 | 0.0100 |
| 第16期 | 0.0100 |
| 第17期 | 0.0100 |
| 第18期 | 0.0050 |
| 第19期 | |
| 第20期 | |
| 第21期 | |
| 第22期 | |
| 第23期 | |
| 第24期 | |
| 第25期 | |
| 第26期 | |
| 第27期 | |
| 第28期 | |
| 第29期 | |
| 第30期 | |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|------|--------|
| 第11期 | 1.8 |
| 第12期 | 0.3 |
| 第13期 | 3.2 |
| 第14期 | 3.9 |
| 第15期 | 3.2 |
| 第16期 | 3.4 |
| 第17期 | 2.2 |
| 第18期 | 1.4 |
| 第19期 | 4.2 |
| 第20期 | 1.2 |
| 第21期 | 7.1 |
| 第22期 | 3.1 |
| 第23期 | 1.7 |
| 第24期 | 3.0 |
| 第25期 | 2.2 |
| 第26期 | 2.2 |
| 第27期 | 6.2 |
| 第28期 | 1.9 |
| 第29期 | 16.2 |
| 第30期 | 2.4 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|------|-------------|-------------|---------------|
| 第11期 | 213,514,087 | 341,287,451 | 2,418,324,398 |
| 第12期 | 103,188,676 | 315,853,929 | 2,205,659,145 |
| 第13期 | 294,938,567 | 395,876,846 | 2,104,720,866 |
| 第14期 | 121,951,801 | 186,649,386 | 2,040,023,281 |
| 第15期 | 197,621,249 | 184,342,414 | 2,053,302,116 |
| 第16期 | 300,540,523 | 338,663,350 | 2,015,179,289 |
| 第17期 | 285,050,345 | 403,213,911 | 1,897,015,723 |
| 第18期 | 313,382,173 | 292,112,352 | 1,918,285,544 |
| 第19期 | 196,744,872 | 170,661,791 | 1,944,368,625 |
| 第20期 | 54,643,738 | 302,051,114 | 1,696,961,249 |
| 第21期 | 86,005,839 | 236,631,329 | 1,546,335,759 |
| 第22期 | 100,394,886 | 172,764,087 | 1,473,966,558 |
| 第23期 | 77,706,970 | 57,724,780 | 1,493,948,748 |
| 第24期 | 13,146,581 | 255,585,389 | 1,251,509,940 |
| 第25期 | 62,803,065 | 138,414,807 | 1,175,898,198 |
| 第26期 | 158,706,991 | 71,330,030 | 1,263,275,159 |
| 第27期 | 7,417,546 | 48,664,080 | 1,222,028,625 |
| 第28期 | 290,935 | 176,796,238 | 1,045,523,322 |
| 第29期 | 8,177,799 | 119,312,856 | 934,388,265 |
| 第30期 | 30,724,981 | 119,774,360 | 845,338,886 |

「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）」

(1) 投資状況(平成25年9月末現在)

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 381,224,786 | 100.05 |
| 内 日本 | 381,224,786 | 100.05 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 183,779 | 0.05 |
| 純資産総額 | 381,041,007 | 100.00 |

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。

マザーファンド

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 国債証券 | 4,846,878,953 | 70.88 |
| 内 日本 | 2,119,346,480 | 30.99 |
| 内 ユーロ | 1,949,968,466 | 28.52 |
| 内 イギリス | 329,470,647 | 4.82 |
| 内 アメリカ | 323,471,193 | 4.73 |
| 内 メキシコ | 73,068,931 | 1.07 |
| 内 デンマーク | 31,059,269 | 0.45 |
| 内 南アフリカ | 16,023,642 | 0.23 |
| 内 スウェーデン | 4,470,325 | 0.07 |
| 地方債証券 | 179,406,052 | 2.62 |
| 内 カナダ | 118,895,144 | 1.74 |
| 内 アメリカ | 37,696,436 | 0.55 |
| 内 ユーロ | 22,814,472 | 0.33 |
| 特殊債券 | 225,601,948 | 3.30 |
| 内 ユーロ | 143,636,335 | 2.10 |
| 内 アメリカ | 62,453,703 | 0.91 |
| 内 イギリス | 19,511,910 | 0.29 |
| 社債券 | 1,385,250,898 | 20.26 |
| 内 アメリカ | 695,399,589 | 10.17 |
| 内 ユーロ | 578,414,993 | 8.46 |
| 内 イギリス | 104,365,956 | 1.53 |
| 内 カナダ | 7,070,360 | 0.10 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 200,738,079 | 2.94 |
| 純資産総額 | 6,837,875,930 | 100.00 |

(注1) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(2) 投資資産(平成25年9月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 数量(口) | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----|-----------------------------------|------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり) | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 285,497,481 | 1.3257 | 378,484,048 | 1.3353 | 381,224,786 | 100.05 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.05 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）（平成25年9月末現在）

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 償還日 | 利率(%) | 種類 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|--|------|----------------|----------|-----------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 1 | 318 10年国債 | 日本 | 2021/ 9/20 | 1.000000 | 国債証券 | 587,000,000 | 104.37 | 612,692,990 | 103.63 | 608,319,840 | 8.90 |
| 2 | 309 10年国債 | 日本 | 2020/ 6/20 | 1.100000 | 国債証券 | 324,000,000 | 105.53 | 341,917,200 | 104.74 | 339,383,520 | 4.96 |
| 3 | 130 20年国債 | 日本 | 2031/ 9/20 | 1.800000 | 国債証券 | 267,000,000 | 104.64 | 279,410,160 | 105.36 | 281,321,880 | 4.11 |
| 4 | 99 20年国債 | 日本 | 2027/ 12/20 | 2.100000 | 国債証券 | 197,000,000 | 113.48 | 223,569,390 | 113.69 | 223,971,270 | 3.28 |
| 5 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25 | ユーロ | 2023/ 5/25 | 1.750000 | 国債証券 | 201,761,100 | 95.67 | 193,044,380 | 94.94 | 191,572,164 | 2.80 |
| 6 | BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2015/06/12 | ユーロ | 2015/ 6/12 | - | 国債証券 | 186,596,050 | 99.51 | 185,686,394 | 99.75 | 186,135,157 | 2.72 |
| 7 | UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2018/07/22 | イギリス | 2018/ 7/22 | 1.250000 | 国債証券 | 156,509,100 | 99.00 | 154,950,364 | 98.78 | 154,610,644 | 2.26 |
| 8 | 313 2年国債 | 日本 | 2014/ 2/15 | 0.100000 | 国債証券 | 149,000,000 | 100.04 | 149,067,050 | 100.00 | 149,004,470 | 2.18 |
| 9 | BUNDESobligation 0.25% 2018/04/13 | ユーロ | 2018/ 4/13 | 0.250000 | 国債証券 | 150,331,800 | 98.15 | 147,558,178 | 98.12 | 147,520,595 | 2.16 |
| 10 | 306 10年国債 | 日本 | 2020/ 3/20 | 1.400000 | 国債証券 | 109,000,000 | 107.69 | 117,384,280 | 106.70 | 116,306,270 | 1.70 |
| 11 | 110 5年国債 | 日本 | 2018/ 3/20 | 0.300000 | 国債証券 | 105,000,000 | 99.47 | 104,451,900 | 100.39 | 105,416,850 | 1.54 |
| 12 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2021/9/1 | ユーロ | 2021/ 9/1 | 4.750000 | 国債証券 | 97,056,320 | 103.70 | 100,654,197 | 104.95 | 101,866,431 | 1.49 |
| 13 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25 | ユーロ | 2023/ 10/25 | 4.250000 | 国債証券 | 78,462,650 | 118.59 | 93,056,702 | 116.24 | 91,206,553 | 1.33 |
| 14 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2017/06/01 | ユーロ | 2017/ 6/1 | 4.750000 | 国債証券 | 85,319,890 | 105.85 | 90,311,956 | 106.18 | 90,601,191 | 1.32 |
| 15 | BUONI POLIENNALI 4% | ユーロ | 2017/ 2/1 | 4.000000 | 国債証券 | 85,715,500 | 103.60 | 88,806,400 | 104.20 | 89,315,551 | 1.31 |
| 16 | 107 5年国債 | 日本 | 2017/ 12/20 | 0.200000 | 国債証券 | 88,000,000 | 100.37 | 88,332,640 | 100.02 | 88,017,600 | 1.29 |
| 17 | ING BANK NV FR 2020/9/16 | ユーロ | 2020/ 9/16 | 3.500000 | 社債券 | 82,946,230 | 100.34 | 83,230,277 | 100.49 | 83,360,961 | 1.22 |
| 18 | 39 15年国債FR | 日本 | 2021/ 3/20 | 0.320000 | 国債証券 | 80,000,000 | 103.50 | 82,800,000 | 104.15 | 83,320,000 | 1.22 |
| 19 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2018/04/30 | アメリカ | 2018/ 4/30 | 0.625000 | 国債証券 | 82,110,000 | 99.80 | 81,952,348 | 97.16 | 79,781,360 | 1.17 |
| 20 | PROVINCE OF QUEBEC CANADA 4.25% 2043/12/01 | カナダ | 2043/ 12/1 | 4.250000 | 地方債 証券 | 75,864,000 | 109.83 | 83,324,465 | 100.96 | 76,593,811 | 1.12 |
| 21 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25 | ユーロ | 2041/ 4/25 | 4.500000 | 国債証券 | 63,297,600 | 123.78 | 78,354,833 | 119.57 | 75,690,637 | 1.11 |
| 22 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2023/05/15 | アメリカ | 2023/ 5/15 | 1.750000 | 国債証券 | 81,132,500 | 93.46 | 75,830,688 | 92.62 | 75,148,978 | 1.10 |
| 23 | 27 30年国債 | 日本 | 2037/ 9/20 | 2.500000 | 国債証券 | 63,000,000 | 118.77 | 74,825,610 | 117.01 | 73,716,300 | 1.08 |
| 24 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2017/05/01 | ユーロ | 2017/ 5/1 | 4.750000 | 国債証券 | 68,572,400 | 105.45 | 72,315,767 | 106.23 | 72,851,317 | 1.07 |
| 25 | FRENCH TREASURY NOTE BTAN 1% 2017/07/25 | ユーロ | 2017/ 7/25 | 1.000000 | 国債証券 | 66,198,740 | 101.06 | 66,904,418 | 100.52 | 66,546,945 | 0.97 |
| 26 | UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7 | イギリス | 2042/ 12/7 | 4.500000 | 国債証券 | 55,173,410 | 122.00 | 67,314,318 | 118.63 | 65,457,733 | 0.96 |
| 27 | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31 | ユーロ | 2022/ 1/31 | 5.850000 | 国債証券 | 57,890,930 | 107.70 | 62,349,668 | 111.74 | 64,693,114 | 0.95 |
| 28 | WELLS FARGO & CO 1.25% 2015/02/13 | アメリカ | 2015/ 2/13 | 1.250000 | 社債券 | 55,522,000 | 101.15 | 56,164,944 | 100.82 | 55,981,166 | 0.82 |
| 29 | ELECTRICITE DE FRANCE SA | アメリカ | 2099/ 12/31 | 5.250000 | 社債券 | 54,251,250 | 98.99 | 53,704,397 | 94.59 | 51,321,682 | 0.75 |
| 30 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2039/8/15 | アメリカ | 2039/ 8/15 | 4.500000 | 国債証券 | 44,378,500 | 125.55 | 55,718,959 | 115.62 | 51,312,640 | 0.75 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-------|---------|
| 国債証券 | 70.88 |
| 地方債証券 | 2.62 |
| 特殊債券 | 3.30 |
| 社債券 | 20.26 |
| 合計 | 97.06 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

| 種類 | 地域 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額(円) | 評価金額(円) | 投資 比率 (%) |
|------------|---------|--------------------|----------------------------------|-----------|----|-------------|-------------|-----------------|
| 債券先物 取引 | 日本 | 東京証券取引所 | 長国2512月限 | 売建 | 3 | 429,990,000 | 432,360,000 | 6.32 |
| | アメリカ | シカゴ商品取引所 | US 2YR NOTE (CBT) DEC 13 | 買建 | 23 | 493,953,662 | 495,071,677 | 7.24 |
| | | | US 5YR NOTE (CBT) DEC 13 | 買建 | 37 | 433,032,500 | 437,541,982 | 6.40 |
| | | | US 10YR NOTE FUTURE DEC 13 | 売建 | 14 | 168,524,825 | 172,901,421 | 2.53 |
| | | | US ULTRA BOND(CBT) FUTURE DEC 13 | 買建 | 10 | 136,819,453 | 139,079,921 | 2.03 |
| | カナダ | ウィニペグ商品取引所 | CAD 10YR BOND FUTURE DEC 13 | 売建 | 11 | 133,760,559 | 135,116,628 | 1.98 |
| | オーストラリア | シドニー先物取引所 | AUST 10YR BOND FUTURE DEC 13 | 買建 | 5 | 52,277,683 | 53,211,877 | 0.78 |
| | イギリス | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | LONG GILT FUTURE DEC 13 | 売建 | 3 | 51,823,482 | 52,335,694 | 0.77 |
| | ユーロ | ユーレックス | EURO-BUXL 30Y BND DEC 13 | 買建 | 1 | 16,283,307 | 16,541,772 | 0.24 |
| | | | EURO-BOBL FUTURE DEC 13 | 売建 | 2 | 32,442,657 | 32,809,256 | 0.48 |
| | | | EURO-BUND FUTURE DEC 13 | 売建 | 9 | 163,508,250 | 166,690,273 | 2.44 |
| | | | EURO-SCHATZ FUTURE DEC 13 | 売建 | 47 | 682,697,583 | 684,278,045 | 10.01 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成25年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|------------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第11期(平成16年3月15日) | 7,247,365,840 | 7,270,533,280 | 0.9385 | 0.9415 |
| 第12期(平成16年9月16日) | 5,017,971,379 | 5,034,121,757 | 0.9321 | 0.9351 |
| 第13期(平成17年3月15日) | 4,994,513,535 | 5,010,487,987 | 0.9380 | 0.9410 |
| 第14期(平成17年9月15日) | 4,223,920,080 | 4,237,057,765 | 0.9645 | 0.9675 |
| 第15期(平成18年3月15日) | 3,921,851,439 | 3,934,238,414 | 0.9498 | 0.9528 |
| 第16期(平成18年9月15日) | 3,333,641,969 | (同左) | 0.9418 | (同左) |
| 第17期(平成19年3月15日) | 3,277,507,468 | (同左) | 0.9361 | (同左) |
| 第18期(平成19年9月18日) | 3,192,075,766 | (同左) | 0.9243 | (同左) |
| 第19期(平成20年3月17日) | 913,249,761 | (同左) | 0.9216 | (同左) |
| 第20期(平成20年9月16日) | 836,635,457 | (同左) | 0.9056 | (同左) |
| 第21期(平成21年3月16日) | 803,831,275 | (同左) | 0.9218 | (同左) |
| 第22期(平成21年9月15日) | 734,830,453 | (同左) | 0.9364 | (同左) |
| 第23期(平成22年3月15日) | 708,351,505 | (同左) | 0.9423 | (同左) |
| 第24期(平成22年9月15日) | 691,062,519 | (同左) | 0.9742 | (同左) |
| 第25期(平成23年3月15日) | 621,603,784 | (同左) | 0.9479 | (同左) |
| 第26期(平成23年9月15日) | 539,534,126 | (同左) | 0.9710 | (同左) |
| 第27期(平成24年3月15日) | 547,293,577 | (同左) | 0.9813 | (同左) |
| 第28期(平成24年9月18日) | 528,226,653 | (同左) | 0.9991 | (同左) |
| 第29期(平成25年3月15日) | 479,967,329 | (同左) | 1.0132 | (同左) |
| 第30期(平成25年9月17日) | 388,790,987 | (同左) | 1.0050 | (同左) |
| 平成24年9月末現在 | 531,322,695 | | 1.0052 | |
| 平成24年10月末現在 | 517,376,308 | | 1.0062 | |
| 平成24年11月末現在 | 519,453,444 | | 1.0135 | |
| 平成24年12月末現在 | 504,949,805 | | 1.0144 | |
| 平成25年1月末現在 | 495,338,019 | | 1.0102 | |
| 平成25年2月末現在 | 483,320,036 | | 1.0121 | |
| 平成25年3月末現在 | 412,163,686 | | 1.0181 | |
| 平成25年4月末現在 | 409,497,531 | | 1.0311 | |
| 平成25年5月末現在 | 390,903,903 | | 1.0178 | |
| 平成25年6月末現在 | 385,745,147 | | 1.0060 | |
| 平成25年7月末現在 | 383,474,451 | | 1.0085 | |
| 平成25年8月末現在 | 387,106,328 | | 1.0062 | |
| 平成25年9月末現在 | 381,041,007 | | 1.0118 | |

分配の推移

| | 1口当たりの分配金(円) |
|------|--------------|
| 第11期 | 0.0030 |
| 第12期 | 0.0030 |
| 第13期 | 0.0030 |
| 第14期 | 0.0030 |
| 第15期 | 0.0030 |
| 第16期 | |
| 第17期 | |
| 第18期 | |
| 第19期 | |
| 第20期 | |
| 第21期 | |
| 第22期 | |
| 第23期 | |
| 第24期 | |
| 第25期 | |
| 第26期 | |
| 第27期 | |
| 第28期 | |
| 第29期 | |
| 第30期 | |

収益率の推移

| | 収益率(%) |
|------|--------|
| 第11期 | 1.0 |
| 第12期 | 0.4 |
| 第13期 | 1.0 |
| 第14期 | 3.1 |
| 第15期 | 1.2 |
| 第16期 | 0.8 |
| 第17期 | 0.6 |
| 第18期 | 1.3 |
| 第19期 | 0.3 |
| 第20期 | 1.7 |
| 第21期 | 1.8 |
| 第22期 | 1.6 |
| 第23期 | 0.6 |
| 第24期 | 3.4 |
| 第25期 | 2.7 |
| 第26期 | 2.4 |
| 第27期 | 1.1 |
| 第28期 | 1.8 |
| 第29期 | 1.4 |
| 第30期 | 0.8 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

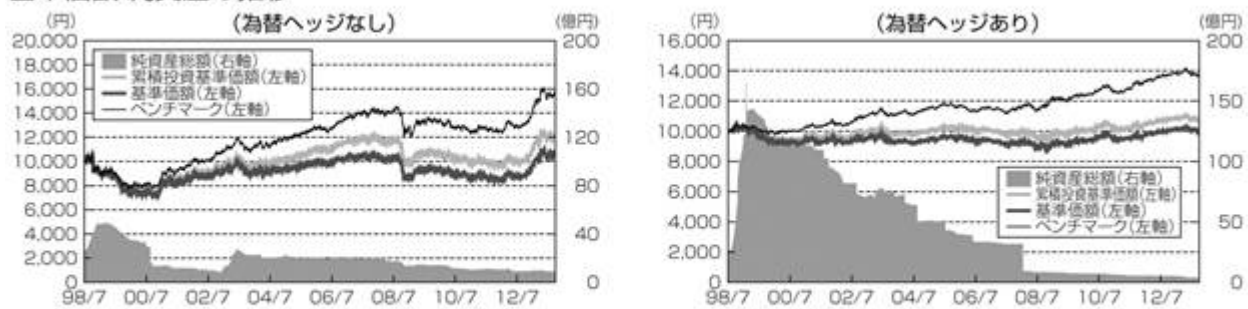
(4) 設定及び解約の実績

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|------|-------------|---------------|---------------|
| 第11期 | 232,044,929 | 608,739,299 | 7,722,480,079 |
| 第12期 | 41,949,570 | 2,380,970,013 | 5,383,459,636 |
| 第13期 | 91,367,190 | 150,009,267 | 5,324,817,559 |
| 第14期 | 43,352,599 | 988,941,512 | 4,379,228,646 |
| 第15期 | 78,430,449 | 328,667,361 | 4,128,991,734 |
| 第16期 | 73,803,270 | 663,192,953 | 3,539,602,051 |
| 第17期 | 20,605,878 | 58,825,747 | 3,501,382,182 |
| 第18期 | 18,530,897 | 66,348,863 | 3,453,564,216 |
| 第19期 | 33,405,795 | 2,496,003,695 | 990,966,316 |
| 第20期 | 16,187,451 | 83,354,504 | 923,799,263 |
| 第21期 | 12,073,588 | 63,843,602 | 872,029,249 |
| 第22期 | 3,994,235 | 91,305,691 | 784,717,793 |
| 第23期 | 18,501,692 | 51,507,781 | 751,711,704 |
| 第24期 | 21,713,756 | 64,096,668 | 709,328,792 |
| 第25期 | 0 | 53,556,654 | 655,772,138 |
| 第26期 | 102,296,280 | 202,414,462 | 555,653,956 |
| 第27期 | 29,108,007 | 27,036,418 | 557,725,545 |
| 第28期 | 6,545,090 | 35,584,103 | 528,686,532 |
| 第29期 | 16,913,760 | 71,908,270 | 473,692,022 |
| 第30期 | 13,912,013 | 100,744,862 | 386,859,173 |

(参考情報)

運用実績（2013年9月30日現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額および累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※累積投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

| | 第26期 2011年9月 | 第27期 2012年3月 | 第28期 2012年9月 | 第29期 2013年3月 | 第30期 2013年9月 | 設定来累計 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| (為替ヘッジなし) | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 1,210円 |
| (為替ヘッジあり) | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 660円 |

※分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

(為替ヘッジなし)

| 銘柄名 | 種別 | 国名 | 比率 |
|---|----|------|-----|
| 1 309 10年国債 | 国債 | 日本 | 9.4 |
| 2 318 10年国債 | 国債 | 日本 | 8.7 |
| 3 130 20年国債 | 国債 | 日本 | 4.3 |
| 4 99 20年国債 | 国債 | 日本 | 3.4 |
| 5 UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2018/07/22 | 国債 | イギリス | 2.5 |
| 6 FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25 | 国債 | フランス | 2.3 |
| 7 ITALY BUONI POLENNALI DEL TESORO 4.75% 2021/9/1 | 国債 | イタリア | 1.9 |
| 8 39 15年国債FR | 国債 | 日本 | 1.7 |
| 9 FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25 | 国債 | フランス | 1.6 |
| 10 110 5年国債 | 国債 | 日本 | 1.5 |

(為替ヘッジあり)

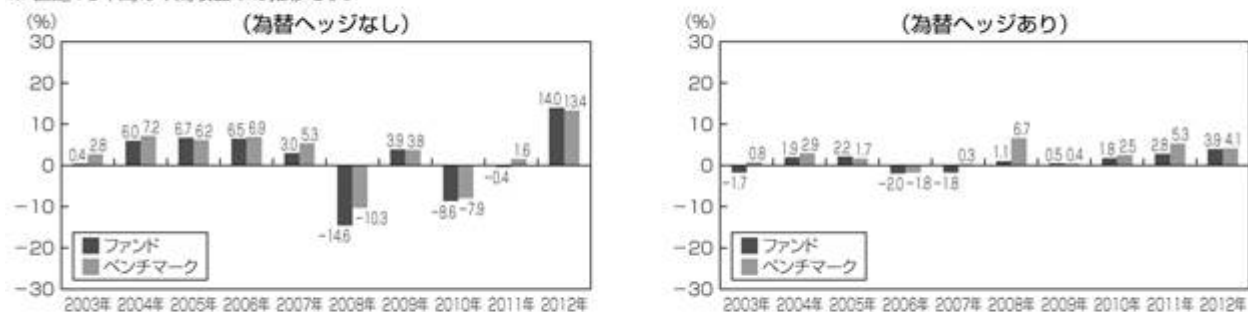
| 銘柄名 | 種別 | 国名 | 比率 |
|---|----|------|-----|
| 1 318 10年国債 | 国債 | 日本 | 8.9 |
| 2 309 10年国債 | 国債 | 日本 | 5.0 |
| 3 130 20年国債 | 国債 | 日本 | 4.1 |
| 4 99 20年国債 | 国債 | 日本 | 3.3 |
| 5 FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25 | 国債 | フランス | 2.8 |
| 6 BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2015/06/12 | 国債 | ドイツ | 2.7 |
| 7 UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2018/07/22 | 国債 | イギリス | 2.3 |
| 8 313 2年国債 | 国債 | 日本 | 2.2 |
| 9 BUNDESOBLIGATION 0.25% 2018/04/13 | 国債 | ドイツ | 2.2 |
| 10 306 10年国債 | 国債 | 日本 | 1.7 |

※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※直近10年間の年間収益率の推移です。



※運用実績データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

また、当該販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって累積投資契約^{*}を締結します。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の受付とさせていただきます。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受けません。

(5) 購入単位

1万円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社が定時定額購入サービスを取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。定時定額購入サービスの取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%^{*}（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および消費税等相当額が含まれています。

* 平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

(8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(2) 受付時間

換金の受付については、午後3時までに、換金の申込が行われかつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金単位

1口単位または1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記にお問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(6) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の受付には制限があります。

(7) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(8) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「世債へ無」、「世債へ有」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年3月16日から9月15日および9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．のファンドの償還を行いません。
- f．委託会社は、このファンドの償還を行わないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこのファンドを償還させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
- b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の契約期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）」の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期計算期間（平成25年3月16日から平成25年9月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

- (3) 「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）」は、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第29期 (平成25年3月15日現在) | 第30期 (平成25年9月17日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 971,913,948 | 900,950,290 |
| 未収入金 | 149,034 | 560,799 |
| 流動資産合計 | 972,062,982 | 901,511,089 |
| 資産合計 | 972,062,982 | 901,511,089 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 149,034 | 560,799 |
| 未払受託者報酬 | 241,364 | 246,602 |
| 未払委託者報酬 | 5,938,336 | 6,067,637 |
| 流動負債合計 | 6,328,734 | 6,875,038 |
| 負債合計 | 6,328,734 | 6,875,038 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 934,388,265 | 845,338,886 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 31,345,983 | 49,297,165 |
| （分配準備積立金） | 114,510,044 | 109,465,588 |
| 元本等合計 | 965,734,248 | 894,636,051 |
| 純資産合計 | 965,734,248 | 894,636,051 |
| 負債純資産合計 | 972,062,982 | 901,511,089 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第29期 (自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日) | 第30期 (自 平成25年 3月16日 至 平成25年 9月17日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 148,625,413 | 30,725,225 |
| 営業収益合計 | 148,625,413 | 30,725,225 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 241,364 | 246,602 |
| 委託者報酬 | 5,938,336 | 6,067,637 |
| 営業費用合計 | 6,179,700 | 6,314,239 |
| 営業利益 | 142,445,713 | 24,410,986 |
| 経常利益 | 142,445,713 | 24,410,986 |
| 当期純利益 | 142,445,713 | 24,410,986 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 8,620,603 | 3,334,060 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 115,798,978 | 31,345,983 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 13,319,851 | 868,525 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 13,213,830 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 106,021 | 868,525 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 3,994,269 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 3,994,269 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 31,345,983 | 49,297,165 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間の取扱い

第30期計算期間は第30期計算期末が休業日であったため、平成25年3月16日から平成25年9月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第29期 (平成25年3月15日現在) | 第30期 (平成25年9月17日現在) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 1 当該計算期間の末日における受益権総数 | 934,388,265口 | 845,338,886口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.0335円 | 1.0583円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第29期 (自 平成24年9月19日 至 平成25年3月15日) | 第30期 (自 平成25年3月16日 至 平成25年9月17日) |
|--------------------------|---|--|
| 1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用 | 1,448,323円 | 1,479,862円 |
| 2 分配金の計算過程 | 第29期計算期末における、費用控除後の配当等収益(11,191,132円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(122,626,144円)、分配準備積立金(103,318,912円)により、分配対象収益は237,136,188円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 | 第30期計算期末における、費用控除後の配当等収益(9,335,526円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(114,483,858円)、分配準備積立金(100,130,062円)により、分配対象収益は223,949,446円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| 第29期 (平成25年3月15日現在) | 第30期 (平成25年9月17日現在) |
|--|--|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> |
| <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> | <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> |
| <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p> | <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> |
| <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。</p> | <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第29期 (平成25年3月15日現在) | 第30期 (平成25年9月17日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 1,045,523,322円 | 934,388,265円 |
| 期中追加設定元本額 | 8,177,799円 | 30,724,981円 |
| 期中一部解約元本額 | 119,312,856円 | 119,774,360円 |

2 有価証券関係

第29期(平成25年3月15日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 139,645,118 |
| 合計 | 139,645,118 |

第30期(平成25年9月17日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 27,158,864 |
| 合計 | 27,158,864 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|-----------------------------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし) | 594,765,177 | 900,950,290 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 594,765,177 | 900,950,290 | |
| 合計 | | 594,765,177 | 900,950,290 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成25年9月17日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (平成25年9月17日現在) |
|-------------|----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 44,104,425 |
| コール・ローン | 7,684,428 |
| 国債証券 | 9,126,214,956 |
| 地方債証券 | 468,316,679 |
| 特殊債券 | 664,850,892 |
| 社債券 | 3,064,218,434 |
| 派生商品評価勘定 | 44,401,269 |
| 未収入金 | 191,824,097 |
| 未収利息 | 108,131,521 |
| 前払費用 | 13,592,137 |
| 差入委託証拠金 | 77,258,581 |
| 流動資産合計 | 13,810,597,419 |
| 資産合計 | 13,810,597,419 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 70,790,782 |
| 未払金 | 3,591,720 |
| 未払解約金 | 28,740,685 |
| 流動負債合計 | 103,123,187 |
| 負債合計 | 103,123,187 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 9,048,779,380 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 4,658,694,852 |
| 元本等合計 | 13,707,474,232 |
| 純資産合計 | 13,707,474,232 |
| 負債純資産合計 | 13,810,597,419 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 債券先物取引及び金利先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (平成25年9月17日現在) |
|---------------------|----------------|
| 1 当該計算日の末日における受益権総数 | 9,048,779,380口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.5148円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要なリスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| (平成25年9月17日現在) | |
|----------------|--|
| 1 | <p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> |
| 2 | <p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> |
| 3 | <p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |
| 4 | <p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

| (平成25年9月17日現在) | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 10,572,914,948円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 81,483,450円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 1,605,619,018円 |
| 同計算期間末日の元本額 | 9,048,779,380円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし） | 594,765,177円 |
| ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし） | 747,766,078円 |
| ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド | 245,809,060円 |
| ブラックロック世界バランス・ファンド | 309,072,227円 |
| B Rワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし） | 1,574,691,280円 |
| ブラックロック・ワールド・ボンド・ファンドV A | 5,576,675,558円 |
| 合計 | 9,048,779,380円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | (平成25年9月17日現在) |
|-------|----------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 119,482,488 |
| 地方債証券 | 32,011,432 |
| 特殊債券 | 16,022,548 |
| 社債券 | 46,272,205 |
| 合計 | 213,788,673 |

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連及び通貨関連

| 区分 | 種類 | (平成25年9月17日現在) | | | |
|-----------|------------|----------------|--------------|----------------|------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 日本円 | 1,146,640,000 | - | 1,149,200,000 | 2,560,000 |
| | イギリスポンド | 137,855,032 | - | 137,123,304 | 731,728 |
| | カナダドル | 394,332,896 | - | 390,857,920 | 3,474,976 |
| | ユーロ | 1,308,202,800 | - | 1,310,897,085 | 2,694,285 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 2,252,836,513 | - | 2,246,721,444 | 6,115,069 |
| オーストラリアドル | 95,591,013 | - | 96,180,974 | 589,961 | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 323,952,157 | - | 324,259,400 | 307,243 |
| | イギリスポンド | 418,535,601 | - | 431,508,800 | 12,973,199 |
| | カナダドル | 138,891,625 | - | 139,746,880 | 855,255 |
| | ユーロ | 1,783,421,483 | - | 1,814,942,900 | 31,521,417 |
| | 南アフリカランド | 59,121,343 | - | 61,656,750 | 2,535,407 |
| | メキシコペソ | 69,645,168 | - | 68,311,390 | 1,333,778 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 2,187,240,213 | - | 2,178,525,200 | 8,715,013 |
| | イギリスポンド | 274,021,927 | - | 286,044,000 | 12,022,073 |
| | スイスフラン | 39,339,600 | - | 40,110,000 | 770,400 |
| | オーストラリアドル | 105,208,554 | - | 106,685,950 | 1,477,396 |
| | カナダドル | 7,288,764 | - | 7,294,480 | 5,716 |
| | ユーロ | 901,526,532 | - | 916,655,380 | 15,128,848 |
| | デンマーククローネ | 30,397,717 | - | 30,885,311 | 487,594 |
| | スウェーデンクローナ | 52,086,472 | - | 53,312,160 | 1,225,688 |
| | ノルウェークローネ | 34,144,646 | - | 34,932,240 | 787,594 |
| | シンガポールドル | 101,010,564 | - | 100,558,500 | 452,064 |
| | ポーランドズロチ | 82,528,473 | - | 86,832,160 | 4,303,687 |
| 合計 | | 11,943,819,093 | - | 12,013,242,228 | 26,389,513 |

(注1) 時価の算定方法

債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 | | |
|-----------------------------|------------------------------|----------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------|---------------|--|
| 国債証券 | 日本円 | 1 0 7 5年国債 | 182,000,000 | 181,883,520 | | | |
| | | 1 1 0 5年国債 | 200,000,000 | 200,622,000 | | | |
| | | 1 3 0 20年国債 | 562,000,000 | 585,064,480 | | | |
| | | 2 6 30年国債 | 7,000,000 | 7,909,020 | | | |
| | | 2 7 30年国債 | 143,000,000 | 164,605,870 | | | |
| | | 3 0 6 10年国債 | 60,000,000 | 63,921,600 | | | |
| | | 3 0 9 10年国債 | 1,225,000,000 | 1,280,517,000 | | | |
| | | 3 1 3 2年国債 | 163,000,000 | 163,000,000 | | | |
| | | 3 1 8 10年国債 | 1,144,000,000 | 1,182,095,200 | | | |
| | | 3 7 30年国債 | 92,000,000 | 94,563,120 | | | |
| | | 3 9 15年国債 F R | 220,000,000 | 229,020,000 | | | |
| | | 9 9 20年国債 | 414,000,000 | 467,306,640 | | | |
| | | 日本円 小計 | | | 4,412,000,000 | 4,620,508,450 | |
| | | アメリカドル | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 509,000.000 | 528,087.500 | | |
| UNITED STATES TREASURY BILL | 750,000.000 | | 750,000.000 | | | | |
| アメリカドル 小計 | | | 1,259,000.000 (124,867,620) | 1,278,087.500 (126,760,718) | | | |
| イギリスポンド | TREASURY 4.75% | 235,000.000 | 277,149.600 | | | | |
| | TSY 4.75% 2038 | 122,000.000 | 146,590.320 | | | | |
| | UNITED KINGDOM GILT | 852,000.000 | 992,068.800 | | | | |
| | UNITED KINGDOM GILT | 580,000.000 | 536,476.800 | | | | |
| イギリスポンド 小計 | | | 3,999,000.000 (630,642,300) | 4,120,118.720 (649,742,722) | | | |
| スウェーデンクローナ | SWEDISH GOVRNMNT 3.5 | 600,000.000 | 627,708.000 | | | | |
| スウェーデンクローナ 小計 | | | 600,000.000 (9,126,000) | 627,708.000 (9,547,439) | | | |
| デンマーククローネ | DENMARK - BULLET 4.5 | 1,105,000.000 | 1,477,075.600 | | | | |
| | DENMARK GOVERNMENT BOND | 1,277,000.000 | 1,910,213.220 | | | | |
| デンマーククローネ 小計 | | | 2,382,000.000 (42,209,040) | 3,387,288.820 (60,022,758) | | | |
| メキシコペソ | MEXICAN BONOS | 5,000,000.000 | 5,697,100.000 | | | | |
| | MEXICAN BONOS | 500,000.000 | 647,650.000 | | | | |
| | MEXICAN BONOS | 1,100,000.000 | 1,204,918.000 | | | | |
| | MEXICANBONOS 7% | 12,500,000.000 | 12,803,750.000 | | | | |
| | MEXICANBONOS 8% | 1,800,000.000 | 2,055,222.000 | | | | |
| メキシコペソ 小計 | | | 20,900,000.000 (160,094,000) | 22,408,640.000 (171,650,182) | | | |
| 南アフリカランド | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND | 16,147,834.000 | 12,162,387.060 | | | | |
| 南アフリカランド 小計 | | | 16,147,834.000 (163,093,123) | 12,162,387.060 (122,840,109) | | | |
| ユーロ | AUSTRIA GOVERNMENT BOND | 385,000.000 | 424,200.700 | | | | |
| | AUSTRIA GOVERNMENT BOND | 55,000.000 | 56,325.500 | | | | |
| | BELGIUM GOVERNMENT BOND | 475,000.000 | 516,230.000 | | | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----|
| 国債証券 | ユーロ | BELGIUM GOVERNMENT BOND | 348,000.000 | 378,665.760 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND | 593,000.000 | 671,252.280 | |
| | | BELGIUM KINGDOM 4.25 | 776,000.000 | 807,878.080 | |
| | | BELGIUM KINGDOM 5.5% | 160,000.000 | 186,860.800 | |
| | | BUNDESobligation | 1,090,000.000 | 1,062,651.900 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 325,000.000 | 398,190.000 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND | 674,000.000 | 868,469.220 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND | 88,000.000 | 122,379.840 | |
| | | BUONI POLIENNALI 4% | 750,000.000 | 779,430.000 | |
| | | DEUTSCHLAND REP 3.25 | 46,000.000 | 51,186.500 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT | 1,428,000.000 | 1,638,772.800 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT | 1,107,000.000 | 1,298,887.380 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT | 2,490,000.000 | 2,334,773.400 | |
| | | FRENCH TREASURY NOTE BTAN | 953,000.000 | 953,514.620 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND | 625,000.000 | 677,906.250 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 515,000.000 | 510,236.250 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 1,900,000.000 | 1,989,775.000 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 299,000.000 | 294,126.300 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 1,050,000.000 | 1,112,947.500 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 542,000.000 | 548,531.100 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 410,000.000 | 412,062.300 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 1,063,000.000 | 1,126,471.730 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 780,000.000 | 729,401.400 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 210,000.000 | 207,853.800 | |
| | | ITALYBUONIPOLIENNALIDELTESORO | 331,000.000 | 343,015.300 | |
| | | NETHERLANDS GOVT 3.7 | 306,000.000 | 355,614.840 | |
| | | REP OF AUSTRIA 4.15% | 158,000.000 | 189,271.360 | |
| | | REP OF AUSTRIA 4.3% | 263,000.000 | 297,453.000 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND | 754,000.000 | 775,926.320 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND | 258,000.000 | 228,015.240 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND | 225,000.000 | 212,557.500 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND | 290,000.000 | 306,843.200 | |
| | SPAIN GOVERNMENT BOND | 507,000.000 | 532,755.600 | | |
| SPAIN GOVERNMENT BOND | 821,000.000 | 912,172.050 | | | |
| SPAIN GOVERNMENT BOND | 260,000.000 | 279,656.000 | | | |
| SPANISH GOV'T 4.1% | 57,000.000 | 59,485.200 | | | |
| SPANISH GOV'T 5.5% | 737,000.000 | 808,968.050 | | | |
| | ユーロ 小計 | | 24,104,000.000 (3,185,825,680) | 25,460,714.070 (3,365,142,578) | |
| 国債証券 合計 | | | 8,727,857,763 (4,315,857,763) | 9,126,214,956 (4,505,706,506) | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 | |
|--|------------|------------------------------|-------------------------|---|---|--|
| 地方債証券 | アメリカドル | STATE OF CALIFORNIA | 350,000.000 | 358,844.500 | | |
| | | STATE OF CALIFORNIA | 345,000.000 | 364,320.000 | | |
| | | STATE OF CALIFORNIA | 135,000.000 | 140,429.700 | | |
| | アメリカドル 小計 | | | 830,000.000 (82,319,400) | 863,594.200 (85,651,273) | |
| | カナダドル | PROVINCE OF ONTARIO | 109,000.000 | 131,757.020 | | |
| | | PROVINCE OF ONTARIO CANADA | 327,000.000 | 344,089.020 | | |
| | | PROVINCE OF ONTARIO CANADA | 222,000.000 | 215,542.020 | | |
| | | PROVINCE OF QUEBEC CANADA | 1,606,000.000 | 1,562,686.180 | | |
| | カナダドル 小計 | | | 2,264,000.000 (217,570,400) | 2,254,074.240 (216,616,534) | |
| | ユーロ | PROVINCE OF QUEBEC CANADA | 675,000.000 | 797,890.500 | | |
| | | STATE OF HESSE | 450,000.000 | 458,437.500 | | |
| | ユーロ 小計 | | | 1,125,000.000 (148,691,250) | 1,256,328.000 (166,048,872) | |
| | 地方債証券 合計 | | | 448,581,050 (448,581,050) | 468,316,679 (468,316,679) | |
| 特殊債券 | アメリカドル | FANNIE MAE POOL | 200,247.030 | 215,850.270 | | |
| | | FANNIE MAE POOL | 228,186.820 | 245,743.510 | | |
| | | FREDDIE MAC GOLD POOL | 467,336.440 | 496,951.550 | | |
| | | PETROLEOS MEXICANOS | 210,000.000 | 221,235.000 | | |
| | | PETROLEOS MEXICANOS | 286,000.000 | 283,855.000 | | |
| | アメリカドル 小計 | | | 1,391,770.290 (138,035,777) | 1,463,635.330 (145,163,352) | |
| | イギリスポンド | EUROPEAN INVESTMENT BANK | 199,000.000 | 252,978.750 | | |
| | イギリスポンド 小計 | | | 199,000.000 (31,382,300) | 252,978.750 (39,894,749) | |
| | カナダドル | CANADA HOUSING TRUST NO 1 | 425,000.000 | 458,715.250 | | |
| | | CANADA HOUSING TRUST NO 1 | 1,162,000.000 | 1,089,386.620 | | |
| | カナダドル 小計 | | | 1,587,000.000 (152,510,700) | 1,548,101.870 (148,772,590) | |
| | ユーロ | EUROPEAN UNION | 385,000.000 | 407,537.900 | | |
| | | INSTITUTO DE CREDITO OFICIAL | 330,000.000 | 335,217.300 | | |
| | | KFW | 250,000.000 | 257,452.500 | | |
| | | KFW | 200,000.000 | 209,114.000 | | |
| | | KFW | 720,000.000 | 735,624.000 | | |
| | ユーロ 小計 | | | 560,000.000 2,445,000.000 (323,155,650) | 559,557.600 2,504,503.300 (331,020,201) | |
| | 特殊債券 合計 | | | 645,084,427 (645,084,427) | 664,850,892 (664,850,892) | |
| | 社債券 | アメリカドル | ARKLE MASTER ISSUER PLC | 451,000.000 | 459,618.610 | |
| BANK OF AMERICA CORP | | | 890,000.000 | 885,639.000 | | |
| CITIGROUP INC | | | 404,000.000 | 427,803.680 | | |
| COMM 2007-C9 A2 | | | 20,351.420 | 20,348.160 | | |
| DUKE ENERGY CORP | | | 187,000.000 | 206,414.340 | | |
| ELECTRICITE DE FRANCE SA | | | 1,188,000.000 | 1,112,265.000 | | |
| FLORIDA POWER CORP | | | 85,000.000 | 101,739.900 | | |
| FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST | | | 830,000.000 | 839,694.400 | | |
| FORD MOTOR CO | | | 421,000.000 | 504,185.390 | | |
| FORD MOTOR CREDIT CO LLC | | | 744,000.000 | 847,527.600 | | |
| GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE | | | 785,000.000 | 825,341.150 | | |
| HOLMES MASTER ISSUER PLC | | | 287,000.000 | 288,176.700 | | |
| ICAHN ENTERPRISES/FIN | | | 520,000.000 | 546,000.000 | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 | |
|------------------------------------|--------------|--|---------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|
| 社債券 | アメリカドル | JPMORGAN CHASE & CO | 960,000.000 | 959,625.600 | | |
| | | LB COMMERCIAL CONDUIT MORTGAGE TRUST | 405,000.000 | 453,235.500 | | |
| | | MANULIFE FINANCIAL CORP | 405,000.000 | 428,984.100 | | |
| | | MORGAN STANLEY | 858,000.000 | 887,317.860 | | |
| | | MORGAN STANLEY | 782,000.000 | 811,692.540 | | |
| | | MORGAN STANLEY | 820,000.000 | 819,680.200 | | |
| | | MORGAN STANLEY CAPITAL I | 405,000.000 | 453,352.950 | | |
| | | NORTHERN ROCK ASSET MANAGEMENT PLC | 400,000.000 | 451,408.000 | | |
| | | SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST | 175,000.000 | 175,344.750 | | |
| | | SLM STUDENT LOAN TRUST | 800,000.000 | 836,152.000 | | |
| | | SLM STUDENT LOAN TRUST | 213,864.990 | 215,545.960 | | |
| | | SLM STUDENT LOAN TRUST | 323,223.900 | 325,515.550 | | |
| | | SLM STUDENT LOAN TRUST | 279,919.390 | 281,137.030 | | |
| | | VOLKSWAGEN AUTO LOAN ENHANCED TRUST | 101,000.000 | 101,541.360 | | |
| | | WELLS FARGO & CO | 1,172,000.000 | 1,179,336.720 | | |
| | アメリカドル 小計 | | | 14,912,359.700 (1,479,007,835) | 15,444,624.050 (1,531,797,813) | |
| | イギリスポンド | EDF SA | 400,000.000 | 425,020.000 | | |
| | | FOSSE MASTER ISSUER PLC | 257,797.540 | 259,609.850 | | |
| | | GKN HOLDINGS PLC | 126,000.000 | 127,884.960 | | |
| | | HOLMES MASTER ISSUER PLC | 291,000.000 | 290,784.660 | | |
| | | KENRICK NO 2 PLC | 124,000.000 | 123,694.960 | | |
| | | LORDS 1 A | 164,976.980 | 165,801.850 | | |
| | | TURBO FINANCE | 100,384.590 | 100,655.620 | | |
| | イギリスポンド 小計 | | | 1,464,159.110 (230,897,892) | 1,493,451.900 (235,517,365) | |
| | オーストラリアドル | COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA | 500,000.000 | 503,570.000 | | |
| | オーストラリアドル 小計 | | | 500,000.000 (46,155,000) | 503,570.000 (46,484,547) | |
| | カナダドル | SHAW COMMUNICATIONS INC | 140,000.000 | 151,240.600 | | |
| | カナダドル 小計 | | | 140,000.000 (13,454,000) | 151,240.600 (14,534,222) | |
| | ユーロ | AUTO ABS | 21,664.880 | 21,667.260 | | |
| | | AUTO ABS 2012-2 SRL | 293,546.000 | 296,070.490 | | |
| | | BANCO SANTANDER SA | 300,000.000 | 308,091.000 | | |
| | | BPCE SFH SA | 500,000.000 | 502,985.000 | | |
| | | CAJA MADRID | 900,000.000 | 904,419.000 | | |
| DUESSELDORFER HYPOTHEKENBANK AG | | 775,000.000 | 778,022.500 | | | |
| ELECTRICITE DE FRANCE SA | | 400,000.000 | 403,400.000 | | | |
| ENBW ENERGIE BADEN-WUERTTEMBERG AG | | 260,000.000 | 284,034.400 | | | |
| EUREKO BV | | 80,000.000 | 80,000.000 | | | |
| FMS WERTMANAGEMENT AOR | | 600,000.000 | 616,704.000 | | | |
| GERMAN POSTAL PENSIONS | | 600,000.000 | 637,140.000 | | | |
| ING BANK NV | | 256,000.000 | 256,640.000 | | | |
| KBC BANK NV | | 300,000.000 | 298,617.000 | | | |
| LEASEPLAN CORP NV | | 238,000.000 | 242,802.840 | | | |
| NORDEA BANK AB | | 596,000.000 | 590,600.240 | | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------|--------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|----|
| 社債券 | ユーロ | SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU | 400,000.000 | 411,360.000 | |
| | | SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU | 700,000.000 | 736,015.000 | |
| | | SPAREBANK 1 BOLIGKREDITT AS | 405,000.000 | 429,644.250 | |
| | | SPAREBANK 1 BOLIGKREDITT AS | 400,000.000 | 390,536.000 | |
| | | SVENSK EXPORTKREDIT AB | 825,000.000 | 844,074.000 | |
| | | WM COVERED BOND PROGRAM | 310,000.000 | 317,895.700 | |
| | ユーロ 小計 | | 9,160,210.880 (1,210,705,072) | 9,350,718.680 (1,235,884,487) | |
| 社債券 合計 | | 2,980,219,799 (2,980,219,799) | 3,064,218,434 (3,064,218,434) | | |
| 合計 | | 12,801,743,039 (8,389,743,039) | 13,323,600,961 (8,703,092,511) | | |

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|-----------|--------------|----------------|
| アメリカドル | 国債証券 2銘柄 | 6.7% | 21.7% |
| | 地方債証券 3銘柄 | 4.5% | |
| | 特殊債券 5銘柄 | 7.7% | |
| | 社債券 28銘柄 | 81.1% | |
| カナダドル | 地方債証券 4銘柄 | 57.0% | 4.4% |
| | 特殊債券 2銘柄 | 39.2% | |
| | 社債券 1銘柄 | 3.8% | |
| オーストラリアドル | 社債券 1銘柄 | 100.0% | 0.5% |
| イギリスポンド | 国債証券 5銘柄 | 70.2% | 10.6% |
| | 特殊債券 1銘柄 | 4.3% | |
| | 社債券 7銘柄 | 25.5% | |
| スウェーデンクローナ | 国債証券 1銘柄 | 100.0% | 0.1% |
| デンマーククローネ | 国債証券 2銘柄 | 100.0% | 0.7% |
| メキシコペソ | 国債証券 5銘柄 | 100.0% | 2.0% |
| 南アフリカランド | 国債証券 1銘柄 | 100.0% | 1.4% |
| ユーロ | 国債証券 40銘柄 | 66.0% | 58.6% |
| | 地方債証券 2銘柄 | 3.3% | |
| | 特殊債券 6銘柄 | 6.5% | |
| | 社債券 21銘柄 | 24.2% | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第29期 (平成25年3月15日現在) | 第30期 (平成25年9月17日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 483,303,037 | 391,534,495 |
| 流動資産合計 | 483,303,037 | 391,534,495 |
| 資産合計 | 483,303,037 | 391,534,495 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 130,249 | 107,126 |
| 未払委託者報酬 | 3,205,459 | 2,636,382 |
| 流動負債合計 | 3,335,708 | 2,743,508 |
| 負債合計 | 3,335,708 | 2,743,508 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 473,692,022 | 386,859,173 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 6,275,307 | 1,931,814 |
| (分配準備積立金) | 81,287,282 | 66,390,572 |
| 元本等合計 | 479,967,329 | 388,790,987 |
| 純資産合計 | 479,967,329 | 388,790,987 |
| 負債純資産合計 | 483,303,037 | 391,534,495 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第29期 (自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日) | 第30期 (自 平成25年 3月16日 至 平成25年 9月17日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 10,636,592 | 109,760 |
| 営業収益合計 | 10,636,592 | 109,760 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 130,249 | 107,126 |
| 委託者報酬 | 3,205,459 | 2,636,382 |
| 営業費用合計 | 3,335,708 | 2,743,508 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 7,300,884 | 2,633,748 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 7,300,884 | 2,633,748 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 7,300,884 | 2,633,748 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 820,692 | 548,532 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 459,879 | 6,275,307 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 254,994 | 176,089 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 44,151 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 210,843 | 176,089 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 1,337,302 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 1,337,302 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 6,275,307 | 1,931,814 |

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間の取扱い

第30期計算期間は第30期計算期末が休業日であったため、平成25年3月16日から平成25年9月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第29期 (平成25年3月15日現在) | 第30期 (平成25年9月17日現在) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 1 当該計算期間の末日における受益権総数 | 473,692,022口 | 386,859,173口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.0132円 | 1.0050円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第29期 (自平成24年9月19日 至平成25年3月15日) | 第30期 (自平成25年3月16日 至平成25年9月17日) |
|--------------------------|---|---|
| 1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用 | 781,768円 | 642,971円 |
| 2 分配金の計算過程 | <p>第29期計算期末における、費用控除後の配当等収益(3,954,490円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(43,484,042円)、分配準備積立金(77,332,792円)により、分配対象収益は124,771,324円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。</p> | <p>第30期計算期末における、費用控除後の配当等収益(2,321,321円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(37,859,036円)、分配準備積立金(64,069,251円)により、分配対象収益は104,249,608円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。</p> |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| 第29期 (平成25年3月15日現在) | 第30期 (平成25年9月17日現在) |
|--|---|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第29期 (平成25年3月15日現在) | 第30期 (平成25年9月17日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 528,686,532円 | 473,692,022円 |
| 期中追加設定元本額 | 16,913,760円 | 13,912,013円 |
| 期中一部解約元本額 | 71,908,270円 | 100,744,862円 |

2 有価証券関係

第29期(平成25年3月15日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 9,573,116 |
| 合計 | 9,573,116 |

第30期(平成25年9月17日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 551,962 |
| 合計 | 551,962 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|-----------------------------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり) | 295,341,703 | 391,534,495 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 295,341,703 | 391,534,495 | |
| 合計 | | 295,341,703 | 391,534,495 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成25年9月17日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (平成25年9月17日現在) |
|-------------|----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 22,567,713 |
| コール・ローン | 4,121,074 |
| 国債証券 | 4,935,263,412 |
| 地方債証券 | 177,582,142 |
| 特殊債券 | 226,171,107 |
| 社債券 | 1,408,763,517 |
| 派生商品評価勘定 | 13,682,376 |
| 未収入金 | 64,168,488 |
| 未収利息 | 49,791,574 |
| 前払費用 | 7,104,878 |
| 差入委託証拠金 | 30,921,844 |
| 流動資産合計 | 6,940,138,125 |
| 資産合計 | 6,940,138,125 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 91,204,566 |
| 未払金 | 2,155,032 |
| 未払解約金 | 4,105,135 |
| 流動負債合計 | 97,464,733 |
| 負債合計 | 97,464,733 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 5,161,378,308 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 1,681,295,084 |
| 元本等合計 | 6,842,673,392 |
| 純資産合計 | 6,842,673,392 |
| 負債純資産合計 | 6,940,138,125 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 債券先物取引及び金利先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (平成25年9月17日現在) |
|---------------------|----------------|
| 1 当該計算日の末日における受益権総数 | 5,161,378,308口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.3257円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要リスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要リスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| （平成25年9月17日現在） | |
|----------------|--|
| 1 | <p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> |
| 2 | <p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> |
| 3 | <p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |
| 4 | <p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

| (平成25年9月17日現在) | |
|-------------------------------------|----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 5,427,603,728円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 171,138,535円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 437,363,955円 |
| 同計算期間末日の元本額 | 5,161,378,308円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり） | 295,341,703円 |
| ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり） | 164,159,896円 |
| ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド | 280,389,312円 |
| ブラックロック世界バランス・ファンド | 333,850,932円 |
| B Rワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり） | 4,087,636,465円 |
| 合計 | 5,161,378,308円 |

- 2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | (平成25年9月17日現在) |
|-------|----------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 66,592,593 |
| 地方債証券 | 14,637,588 |
| 特殊債券 | 3,394,757 |
| 社債券 | 21,748,095 |
| 合計 | 106,373,033 |

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連及び通貨関連

| 区分 | 種類 | (平成25年9月17日現在) | | | |
|-----------|------------|----------------|--------------|---------------|------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 日本円 | 429,990,000 | - | 430,950,000 | 960,000 |
| | アメリカドル | 170,990,202 | - | 172,133,089 | 1,142,887 |
| | イギリスポンド | 51,695,637 | - | 51,421,239 | 274,398 |
| | カナダドル | 135,551,933 | - | 134,357,410 | 1,194,523 |
| | ユーロ | 880,647,388 | - | 882,479,925 | 1,832,537 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 995,642,453 | - | 993,385,331 | 2,257,122 |
| | オーストラリアドル | 53,106,118 | - | 53,433,874 | 327,756 |
| ユーロ | 16,320,352 | - | 16,283,344 | 37,008 | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 1,301,959,902 | - | 1,294,797,689 | 7,162,213 |
| | イギリスポンド | 444,125,997 | - | 461,140,120 | 17,014,123 |
| | オーストラリアドル | 8,332,806 | - | 8,376,550 | 43,744 |
| | カナダドル | 133,006,583 | - | 133,799,200 | 792,617 |
| | ユーロ | 2,852,752,701 | - | 2,916,726,220 | 63,973,519 |
| | デンマーククローネ | 26,992,154 | - | 27,438,203 | 446,049 |
| | スウェーデンクローナ | 3,958,957 | - | 4,037,880 | 78,923 |
| | 南アフリカランド | 61,326,569 | - | 63,415,500 | 2,088,931 |
| | メキシコペソ | 73,666,996 | - | 72,187,430 | 1,479,566 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 29,775,960 | - | 29,748,000 | 27,960 |
| | イギリスポンド | 6,695,661 | - | 6,776,800 | 81,139 |
| | カナダドル | 2,697,612 | - | 2,687,440 | 10,172 |
| | ユーロ | 189,470,966 | - | 192,013,691 | 2,542,725 |
| 南アフリカランド | 2,039,668 | - | 2,160,750 | 121,082 | |
| 合計 | | 7,870,746,615 | - | 7,949,749,685 | 77,522,190 |

(注1) 時価の算定方法

債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 | | |
|----------------------------------|-------------------------|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------|---------------|--|
| 国債証券 | 日本円 | 1 0 7 5年国債 | 88,000,000 | 87,943,680 | | | |
| | | 1 1 0 5年国債 | 105,000,000 | 105,326,550 | | | |
| | | 1 3 0 20年国債 | 267,000,000 | 277,957,680 | | | |
| | | 2 6 30年国債 | 4,000,000 | 4,519,440 | | | |
| | | 2 7 30年国債 | 63,000,000 | 72,518,670 | | | |
| | | 3 0 6 10年国債 | 109,000,000 | 116,124,240 | | | |
| | | 3 0 9 10年国債 | 324,000,000 | 338,683,680 | | | |
| | | 3 1 3 2年国債 | 149,000,000 | 149,000,000 | | | |
| | | 3 1 8 10年国債 | 587,000,000 | 606,547,100 | | | |
| | | 3 7 30年国債 | 44,000,000 | 45,225,840 | | | |
| | | 3 9 15年国債 F R | 80,000,000 | 83,280,000 | | | |
| | | 9 9 20年国債 | 197,000,000 | 222,365,720 | | | |
| | | 日本円 小計 | | | 2,017,000,000 | 2,109,492,600 | |
| | | アメリカドル | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | UNITED STATES TREASURY BILL | 254,000.000 | 263,525.000 | |
| UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 300,000.000 | | | 300,000.000 | | | |
| UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 454,000.000 | | | 508,198.520 | | | |
| UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 410,000.000 | | | 379,409.900 | | | |
| UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 830,000.000 | | | 751,473.700 | | | |
| UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 410,000.000 | | | 381,685.400 | | | |
| UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 840,000.000 | | | 806,139.600 | | | |
| UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 425,000.000 | | | 411,387.250 | | | |
| アメリカドル 小計 | | | 3,923,000.000 (389,083,140) | 3,801,819.370 (377,064,445) | | | |
| イギリスポンド | TREASURY 4.75% | TSY 4.75% 2038 | 160,000.000 | 188,697.600 | | | |
| | | UNITED KINGDOM GILT | 27,000.000 | 32,442.120 | | | |
| | | UNITED KINGDOM GILT | 349,000.000 | 406,375.600 | | | |
| | | UNITED KINGDOM GILT | 198,000.000 | 204,058.800 | | | |
| | | UNITED KINGDOM GILT | 280,000.000 | 258,988.800 | | | |
| イギリスポンド 小計 | | | 990,000.000 | 971,110.800 | | | |
| イギリスポンド 小計 | | | 2,004,000.000 (316,030,800) | 2,061,673.720 (325,125,946) | | | |
| スウェーデンクローナ | SWEDISH GOVRNMNT 3.5 | 275,000.000 | 287,699.500 | | | | |
| スウェーデンクローナ 小計 | | | 275,000.000 (4,182,750) | 287,699.500 (4,375,909) | | | |
| デンマーククローネ | DENMARK - BULLET 4.5 | 450,000.000 | 601,524.000 | | | | |
| | DENMARK GOVERNMENT BOND | 758,000.000 | 1,133,861.880 | | | | |
| デンマーククローネ 小計 | | | 1,208,000.000 (21,405,760) | 1,735,385.880 (30,751,038) | | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 | |
|------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| 国債証券 | メキシコペソ | MEXICAN BONOS | 2,000,000.000 | 2,278,840.000 | | |
| | | MEXICAN BONOS | 200,000.000 | 259,060.000 | | |
| | | MEXICAN BONOS | 600,000.000 | 657,228.000 | | |
| | | MEXICANBONOS 7% | 5,500,000.000 | 5,633,650.000 | | |
| | | MEXICANBONOS 8% | 900,000.000 | 1,027,611.000 | | |
| | | メキシコペソ 小計 | | 9,200,000.000 (70,472,000) | 9,856,389.000 (75,499,940) | |
| | 南アフリカランド | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND | 7,925,592.000 | 5,969,476.620 | | |
| | | 南アフリカランド 小計 | | 7,925,592.000 (80,048,479) | 5,969,476.620 (60,291,714) | |
| | ユーロ | | AUSTRIA GOVERNMENT BOND | 189,000.000 | 208,243.980 | |
| | | | AUSTRIA GOVERNMENT BOND | 25,000.000 | 25,602.500 | |
| | | | BELGIUM GOVERNMENT BOND | 288,000.000 | 312,998.400 | |
| | | | BELGIUM GOVERNMENT BOND | 171,000.000 | 186,068.520 | |
| | | | BELGIUM GOVERNMENT BOND | 295,000.000 | 333,928.200 | |
| | | | BELGIUM KINGDOM 4.25 | 332,000.000 | 345,638.560 | |
| | | | BUNDESOBLIGATION | 1,140,000.000 | 1,111,397.400 | |
| | | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 175,000.000 | 214,410.000 | |
| | | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND | 304,000.000 | 391,713.120 | |
| | | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND | 57,000.000 | 55,356.690 | |
| | | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND | 30,000.000 | 29,007.600 | |
| | | | BUNDESSCHATZANWEISUNGEN | 1,415,000.000 | 1,410,259.750 | |
| | | | BUONI POLIENNALI 4% | 650,000.000 | 675,506.000 | |
| | | | DEUTSCHLAND REP 3.25 | 24,000.000 | 26,706.000 | |
| | | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT | 31,000.000 | 33,714.050 | |
| | | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT | 595,000.000 | 682,822.000 | |
| | | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT | 480,000.000 | 563,203.200 | |
| | | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT | 1,530,000.000 | 1,434,619.800 | |
| | | | FRENCH TREASURY NOTE BTAN | 502,000.000 | 502,271.080 | |
| | | | IRELAND GOVERNMENT BOND | 345,000.000 | 374,204.250 | |
| | | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 360,000.000 | 356,670.000 | |
| | | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 96,000.000 | 99,058.560 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 736,000.000 | 770,776.000 | | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 25,000.000 | 24,592.500 | | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 520,000.000 | 551,174.000 | | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 16,000.000 | 17,249.600 | | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 375,000.000 | 376,886.250 | | |
| | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 647,000.000 | 685,632.370 | | | |
| | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 360,000.000 | 336,646.800 | | | |
| | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO | 65,000.000 | 64,335.700 | | | |
| | NETHERLANDS GOVT 3.7 | 142,000.000 | 165,023.880 | | | |
| | REP OF AUSTRIA 4.15% | 76,000.000 | 91,041.920 | | | |
| | REP OF AUSTRIA 4.3% | 125,000.000 | 141,375.000 | | | |
| | SPAIN GOVERNMENT BOND | 366,000.000 | 376,643.280 | | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 | |
|----------|------------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|--|
| 国債証券 | ユーロ | SPAIN GOVERNMENT BOND | 211,000.000 | 186,477.580 | | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND | 249,000.000 | 261,649.200 | | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND | 439,000.000 | 487,750.950 | | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND | 125,000.000 | 134,450.000 | | |
| | | SPANISH GOV'T 4.1% | 367,000.000 | 383,001.200 | | |
| | | SPANISH GOV'T 5.5% | 315,000.000 | 345,759.750 | | |
| | ユーロ 小計 | | 14,193,000.000 (1,875,888,810) | 14,773,865.640 (1,952,661,820) | | |
| 国債証券 合計 | | | 4,774,111,739 (2,757,111,739) | 4,935,263,412 (2,825,770,812) | | |
| 地方債証券 | アメリカドル | STATE OF CALIFORNIA | 190,000.000 | 194,801.300 | | |
| | | STATE OF CALIFORNIA | 180,000.000 | 190,080.000 | | |
| | アメリカドル 小計 | | | 370,000.000 (36,696,600) | 384,881.300 (38,172,527) | |
| | カナダドル | PROVINCE OF ONTARIO | 52,000.000 | 62,856.560 | | |
| | | PROVINCE OF ONTARIO CANADA | 159,000.000 | 167,309.340 | | |
| | | PROVINCE OF ONTARIO CANADA | 210,000.000 | 203,891.100 | | |
| | | PROVINCE OF QUEBEC CANADA | 800,000.000 | 778,424.000 | | |
| | カナダドル 小計 | | | 1,221,000.000 (117,338,100) | 1,212,481.000 (116,519,424) | |
| | ユーロ | STATE OF HESSE | 170,000.000 | 173,187.500 | | |
| | ユーロ 小計 | | | 170,000.000 (22,468,900) | 173,187.500 (22,890,191) | |
| 地方債証券 合計 | | | 176,503,600 (176,503,600) | 177,582,142 (177,582,142) | | |
| 特殊債券 | アメリカドル | FANNIE MAE POOL | 83,436.260 | 89,937.610 | | |
| | | FANNIE MAE POOL | 93,317.240 | 100,497.060 | | |
| | | FREDDIE MAC GOLD POOL | 191,475.270 | 203,609.050 | | |
| | | PETROLEOS MEXICANOS | 100,000.000 | 105,350.000 | | |
| | | PETROLEOS MEXICANOS | 140,000.000 | 138,950.000 | | |
| | アメリカドル 小計 | | | 608,228.770 (60,324,129) | 638,343.720 (63,310,930) | |
| | イギリスポンド | EUROPEAN INVESTMENT BANK | 97,000.000 | 123,311.250 | | |
| | イギリスポンド 小計 | | | 97,000.000 (15,296,900) | 123,311.250 (19,446,184) | |
| | ユーロ | EUROPEAN UNION | 155,000.000 | 164,073.700 | | |
| | | INSTITUTO DE CREDITO OFICIAL | 130,000.000 | 132,055.300 | | |
| | | KFW | 100,000.000 | 102,981.000 | | |
| | | KFW | 100,000.000 | 104,557.000 | | |
| | | KFW | 305,000.000 | 311,618.500 | | |
| | | KFW | 270,000.000 | 269,786.700 | | |
| ユーロ 小計 | | | 1,060,000.000 (140,100,200) | 1,085,072.200 (143,413,993) | | |
| 特殊債券 合計 | | | 215,721,229 (215,721,229) | 226,171,107 (226,171,107) | | |
| 社債券 | アメリカドル | ARKLE MASTER ISSUER PLC | 250,000.000 | 254,777.500 | | |
| | | BANK OF AMERICA CORP | 423,000.000 | 420,927.300 | | |
| | | CITIGROUP INC | 459,000.000 | 467,349.210 | | |
| | | COMM 2007-C9 A2 | 8,379.990 | 8,378.640 | | |
| | | DUKE ENERGY CORP | 88,000.000 | 97,136.160 | | |
| | | ELECTRICITE DE FRANCE SA | 555,000.000 | 519,618.750 | | |
| | | FLORIDA POWER CORP | 42,000.000 | 50,271.480 | | |
| | | FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST | 350,000.000 | 354,088.000 | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 | |
|-----------------------------------|------------------|---|-------------|--------------------------------|--------------------------------|--|
| 社債券 | アメリカドル | FORD MOTOR CO | 204,000.000 | 244,308.360 | | |
| | | FORD MOTOR CREDIT CO LLC | 300,000.000 | 341,745.000 | | |
| | | GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE | 360,000.000 | 378,500.400 | | |
| | | HOLMES MASTER ISSUER PLC | 125,000.000 | 125,512.500 | | |
| | | ICAHN ENTERPRISES/FIN | 244,000.000 | 256,200.000 | | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO | 470,000.000 | 469,816.700 | | |
| | | LB COMMERCIAL CONDUIT MORTGAGE TRUST | 198,000.000 | 221,581.800 | | |
| | | MANULIFE FINANCIAL CORP | 165,000.000 | 174,771.300 | | |
| | | MORGAN STANLEY | 423,000.000 | 437,453.910 | | |
| | | MORGAN STANLEY | 359,000.000 | 372,631.230 | | |
| | | MORGAN STANLEY | 375,000.000 | 374,853.750 | | |
| | | MORGAN STANLEY CAPITAL I | 198,000.000 | 221,639.220 | | |
| | | NORTHERN ROCK ASSET MANAGEMENT PLC | 150,000.000 | 169,278.000 | | |
| | | SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST | 70,000.000 | 70,137.900 | | |
| | | SLM STUDENT LOAN TRUST | 300,000.000 | 313,557.000 | | |
| | | SLM STUDENT LOAN TRUST | 90,224.290 | 90,933.450 | | |
| | | SLM STUDENT LOAN TRUST | 129,289.560 | 130,206.220 | | |
| | | SLM STUDENT LOAN TRUST | 119,965.450 | 120,487.290 | | |
| | WELLS FARGO & CO | 568,000.000 | 571,555.680 | | | |
| | アメリカドル 小計 | | | 7,023,859.290 (696,626,364) | 7,257,716.750 (719,820,347) | |
| | イギリスポンド | EDF SA | 200,000.000 | 212,510.000 | | |
| | | GKN HOLDINGS PLC | 100,000.000 | 101,496.000 | | |
| | | HOLMES MASTER ISSUER PLC | 129,000.000 | 128,904.540 | | |
| | | KENRICK NO 2 PLC | 100,000.000 | 99,754.000 | | |
| | | LORDS 1 A | 72,998.660 | 73,363.640 | | |
| | | TURBO FINANCE | 40,854.190 | 40,964.490 | | |
| | イギリスポンド 小計 | | | 642,852.850 (101,377,894) | 656,992.670 (103,607,744) | |
| | カナダドル | SHAW COMMUNICATIONS INC | 67,000.000 | 72,379.430 | | |
| | カナダドル 小計 | | | 67,000.000 (6,438,700) | 72,379.430 (6,955,663) | |
| | ユーロ | AUTO ABS 2012-2 SRL | 136,765.750 | 137,941.930 | | |
| | | BANCO SANTANDER SA | 100,000.000 | 102,697.000 | | |
| | | BPCE SFH SA | 200,000.000 | 201,194.000 | | |
| | | CAISSE DE REFINANCEMENT DE L'HABITAT SA | 165,000.000 | 160,233.150 | | |
| CAJA MADRID | | 350,000.000 | 351,718.500 | | | |
| DUESSELDORFER HYPOTHEKENBANK AG | | 300,000.000 | 301,170.000 | | | |
| ELECTRICITE DE FRANCE SA | | 200,000.000 | 201,700.000 | | | |
| ENBW ENERGIE BADEN-WUERTEMBERG AG | | 105,000.000 | 114,706.200 | | | |
| EUREKO BV | | 40,000.000 | 40,000.000 | | | |
| FMS WERTMANAGEMENT AOR | | 200,000.000 | 205,568.000 | | | |
| GERMAN POSTAL PENSIONS | | 300,000.000 | 318,570.000 | | | |
| ING BANK NV | | 629,000.000 | 630,572.500 | | | |
| LEASEPLAN CORP NV | | 89,000.000 | 90,796.020 | | | |
| NORDEA BANK AB | | 274,000.000 | 271,517.560 | | | |
| SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU | 200,000.000 | 205,680.000 | | | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------|--------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----|
| 社債券 | ユーロ | SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU | 200,000.000 | 210,290.000 | |
| | | SPAREBANK 1 BOLIGKREDITT AS | 170,000.000 | 180,344.500 | |
| | | SPAREBANK 1 BOLIGKREDITT AS | 190,000.000 | 185,504.600 | |
| | | SVENSK EXPORTKREDIT AB | 325,000.000 | 332,514.000 | |
| | | WM COVERED BOND PROGRAM | 130,000.000 | 133,311.100 | |
| | ユーロ 小計 | | 4,303,765.750 (568,828,719) | 4,376,029.060 (578,379,763) | |
| 社債券 合計 | | | 1,373,271,677 (1,373,271,677) | 1,408,763,517 (1,408,763,517) | |
| 合計 | | | 6,539,608,245 (4,522,608,245) | 6,747,780,178 (4,638,287,578) | |

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|-------|--------------|----------------|
| アメリカドル | 国債証券 | 8銘柄 | 31.5% |
| | 地方債証券 | 2銘柄 | 3.2% |
| | 特殊債証券 | 5銘柄 | 5.3% |
| | 社債券 | 27銘柄 | 60.0% |
| | | | 25.8% |
| カナダドル | 地方債証券 | 4銘柄 | 94.4% |
| | 社債券 | 1銘柄 | 5.6% |
| | | | 2.7% |
| イギリスポンド | 国債証券 | 6銘柄 | 72.6% |
| | 特殊債証券 | 1銘柄 | 4.3% |
| | 社債券 | 6銘柄 | 23.1% |
| | | | 9.7% |
| スウェーデンクローナ | 国債証券 | 1銘柄 | 100.0% |
| | | | 0.1% |
| デンマーククローネ | 国債証券 | 2銘柄 | 100.0% |
| | | | 0.7% |
| メキシコペソ | 国債証券 | 5銘柄 | 100.0% |
| | | | 1.6% |
| 南アフリカランド | 国債証券 | 1銘柄 | 100.0% |
| | | | 1.3% |
| ユーロ | 国債証券 | 40銘柄 | 72.5% |
| | 地方債証券 | 1銘柄 | 0.8% |
| | 特殊債証券 | 6銘柄 | 5.3% |
| | 社債券 | 20銘柄 | 21.4% |
| | | | 58.1% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

【ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)】(平成25年9月末現在)

【純資産額計算書】

| | |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 895,944,275円 |
| 負債総額 | 490,859円 |
| 純資産総額(-) | 895,453,416円 |
| 発行済数量 | 845,179,944口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.0595円 |

(参考情報)

ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)(平成25年9月末現在)

純資産額計算書

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 13,756,074,749円 |
| 負債総額 | 109,245,665円 |
| 純資産総額(-) | 13,646,829,084円 |
| 発行済数量 | 8,994,879,002口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.5172円 |

【ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)】(平成25年9月末現在)

【純資産額計算書】

| | |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 383,634,981円 |
| 負債総額 | 2,593,974円 |
| 純資産総額(-) | 381,041,007円 |
| 発行済数量 | 376,602,046口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.0118円 |

(参考情報)

ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)(平成25年9月末現在)

純資産額計算書

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 6,932,749,482円 |
| 負債総額 | 94,873,552円 |
| 純資産総額(-) | 6,837,875,930円 |
| 発行済数量 | 5,120,888,383口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.3353円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

5 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

6 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

7 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

8 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

9 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成23年3月1日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年9月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 種類 | | 本数 | 純資産総額 |
|--------|-----------|------|--------------|
| 公募投資信託 | 追加型株式投資信託 | 52本 | 210,499百万円 |
| | 単体型株式投資信託 | 2本 | 16,667百万円 |
| 私募投資信託 | | 75本 | 2,101,503百万円 |
| 合計 | | 129本 | 2,328,670百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | | 第25期 (平成24年3月31日現在) | 第26期 (平成25年3月31日現在) |
|--------------------|---|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | 3 | 7,980 | 5,755 |
| 立替金 | | 4 | 6 |
| 前払費用 | | 113 | 113 |
| 未収入金 | 2 | 29 | 1,001 |
| 未収委託者報酬 | | 880 | 1,208 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,590 | 2,566 |
| 未収収益 | 2 | 633 | 1,329 |
| 未収還付法人税等 | | 79 | - |
| 繰延税金資産 | | 388 | 373 |
| その他流動資産 | | 4 | 4 |
| 流動資産計 | | 12,706 | 12,359 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物附属設備 | 1 | 1,847 | 1,688 |
| 器具備品 | 1 | 605 | 479 |
| 有形固定資産計 | | 2,453 | 2,168 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 17 | 10 |
| のれん | | 2,214 | 1,582 |
| クライアント・リレーションシップ資産 | | 1,073 | 766 |
| その他の無形固定資産 | | 3 | 3 |
| 無形固定資産計 | | 3,309 | 2,363 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 長期差入保証金 | | 972 | 958 |
| 長期前払費用 | | 52 | 43 |
| 長期未収入金 | | - | 207 |
| 繰延税金資産 | | 774 | 387 |
| 投資その他の資産計 | | 1,799 | 1,596 |
| 固定資産計 | | 7,562 | 6,128 |
| 資産合計 | | 20,268 | 18,488 |

| | 第25期 (平成24年3月31日現在) | 第26期 (平成25年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 70 | 71 |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 |
| 未払償還金 | 77 | 76 |
| 未払手数料 | 328 | 433 |
| その他未払金 | 11 | 6 |
| 未払費用 | 2 889 | 1,160 |
| 未払消費税等 | 14 | 38 |
| 未払法人税等 | - | 200 |
| 賞与引当金 | 352 | 343 |
| 役員賞与引当金 | 26 | 23 |
| 早期退職慰労引当金 | 69 | 75 |
| 流動負債計 | 1,839 | 2,432 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 5,237 | 2,737 |
| 退職給付引当金 | 44 | 12 |
| 資産除去債務 | 240 | 244 |
| 固定負債計 | 5,522 | 2,994 |
| 負債合計 | 7,362 | 5,426 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,435 | 2,435 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,316 | 2,316 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,162 | 6,162 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 3,972 | 4,128 |
| 利益剰余金合計 | 4,308 | 4,464 |
| 株主資本合計 | 12,906 | 13,062 |
| 純資産合計 | 12,906 | 13,062 |
| 負債・純資産合計 | 20,268 | 18,488 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-----------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 4,207 | 3,991 |
| 運用受託報酬 | 7,952 | 7,018 |
| その他営業収益 | 4,287 | 5,598 |
| 営業収益計 | 16,448 | 16,608 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,370 | 1,388 |
| 広告宣伝費 | 218 | 215 |
| 公告費 | 12 | 2 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 399 | 344 |
| 委託調査費 | 2,523 | 2,718 |
| 調査費計 | 2,922 | 3,062 |
| 委託計算費 | 131 | 125 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 77 | 68 |
| 印刷費 | 80 | 73 |
| 諸会費 | 24 | 24 |
| 営業雑経費計 | 183 | 165 |
| 営業費用計 | 4,839 | 4,959 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 268 | 224 |
| 給料・手当 | 3,566 | 3,304 |
| 賞与 | 1,804 | 2,007 |
| 給料計 | 5,640 | 5,536 |
| 退職給付費用 | 267 | 253 |
| 福利厚生費 | 691 | 620 |
| 事務委託費 | 1,002 | 1,015 |
| 交際費 | 31 | 45 |
| 寄付金 | 2 | 3 |
| 旅費交通費 | 168 | 184 |
| 租税公課 | 113 | 95 |
| 不動産賃借料 | 964 | 700 |
| 水道光熱費 | 99 | 99 |
| 固定資産減価償却費 | 329 | 300 |
| のれん償却費 | 736 | 632 |
| クライアント・リレーションシップ資産償却費 | 306 | 306 |
| 資産除去債務利息費用 | 3 | 3 |
| 諸経費 | 313 | 312 |
| 一般管理費計 | 10,672 | 10,110 |
| 営業利益 | 936 | 1,537 |

| | 第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益 | | |
| 為替差益 | - | 25 |
| 還付加算金等 | 0 | 2 |
| 雑益 | 53 | 11 |
| 営業外収益計 | 53 | 39 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 172 | 115 |
| 為替差損 | 4 | - |
| 固定資産除却損 | 3 | 6 |
| 雑損 | - | 27 |
| 営業外費用計 | 180 | 149 |
| 経常利益 | 810 | 1,428 |
| 特別利益 | | |
| 抱合せ株式消滅差益 | 159 | - |
| 特別利益計 | 159 | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 389 | 246 |
| 事務過誤取引損 | - | 445 |
| 特別損失計 | 389 | 692 |
| 税引前当期純利益 | 579 | 736 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 177 |
| 法人税等調整額 | 613 | 402 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 36 | 156 |

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 2,435 | 2,435 |
| 当期末残高 | 2,435 | 2,435 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 2,316 | 2,316 |
| 当期末残高 | 2,316 | 2,316 |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 3,846 | 3,846 |
| 当期末残高 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 6,162 | 6,162 |
| 当期末残高 | 6,162 | 6,162 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 336 | 336 |
| 当期末残高 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 4,008 | 3,972 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | 36 | 156 |
| 当期変動額合計 | 36 | 156 |
| 当期末残高 | 3,972 | 4,128 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 4,345 | 4,308 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | 36 | 156 |
| 当期変動額合計 | 36 | 156 |
| 当期末残高 | 4,308 | 4,464 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 12,942 | 12,906 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | 36 | 156 |
| 当期変動額合計 | 36 | 156 |
| 当期末残高 | 12,906 | 13,062 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 12,942 | 12,906 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | 36 | 156 |
| 当期変動額合計 | 36 | 156 |
| 当期末残高 | 12,906 | 13,062 |

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(2) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物附属設備 | 445 百万円 | 608 百万円 |
| 器具備品 | 550 百万円 | 661 百万円 |

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 金銭債権 | 295 百万円 | 625 百万円 |
| 金銭債務 | 106 百万円 | 204 百万円 |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行（前事業年度においては、取引銀行1行）と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額 | 500 百万円 | 1,000 百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 500 百万円 | 1,000 百万円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 10,158 | - | - | 10,158 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 10,158 | - | - | 10,158 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金には主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 7,980 | 7,980 | - |
| (2) 立替金 | 4 | 4 | - |
| (3) 未収入金 | 29 | 29 | - |
| (4) 未収委託者報酬 | 880 | 880 | - |
| (5) 未収運用受託報酬 | 2,590 | 2,590 | - |
| (6) 未収収益 | 633 | 633 | - |
| (7) 未収還付法人税等 | 79 | 79 | - |
| (8) 長期差入保証金 | 972 | 925 | 46 |
| 資産計 | 13,171 | 13,125 | 46 |
| (1) 預り金 | 70 | 70 | - |
| (2) 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| (3) 未払償還金 | 77 | 77 | - |
| (4) 未払手数料 | 328 | 328 | - |
| (5) その他未払金 | 11 | 11 | - |
| (6) 未払費用 | 889 | 889 | - |
| (7) 未払消費税等 | 14 | 14 | - |
| (9) 長期借入金 | 5,237 | 5,629 | 391 |
| 負債計 | 6,628 | 7,020 | 391 |

当事業年度（平成25年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 5,755 | 5,755 | - |
| (2) 立替金 | 6 | 6 | - |
| (3) 未収入金 | 1,001 | 1,001 | - |
| (4) 未収委託者報酬 | 1,208 | 1,208 | - |
| (5) 未収運用受託報酬 | 2,566 | 2,566 | - |
| (6) 未収収益 | 1,329 | 1,329 | - |
| (8) 長期差入保証金 | 958 | 935 | 23 |
| (9) 長期未収入金 | 207 | 207 | - |
| 資産計 | 13,034 | 13,011 | 23 |
| (1) 預り金 | 71 | 71 | - |
| (2) 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| (3) 未払償還金 | 76 | 76 | - |
| (4) 未払手数料 | 433 | 433 | - |
| (5) その他未払金 | 6 | 6 | - |
| (6) 未払費用 | 1,160 | 1,160 | - |
| (7) 未払消費税等 | 38 | 38 | - |
| (8) 未払法人税等 | 200 | 200 | - |
| (9) 長期借入金 | 2,737 | 3,118 | 381 |
| 負債計 | 4,726 | 5,108 | 381 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 立替金、(3) 未収入金、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収運用受託報酬、(6) 未収収益及び(7) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

(9) 長期未収入金

長期未収入金の時価については、期末日時点の回収見込額等により算定しております。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払収益分配金、(3) 未払償還金、(4) 未払手数料、(5) その他未払金、(6) 未払費用、(7) 未払消費税等及び(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(9) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | - | - | - | - | - | 5,237 |
| 合計 | - | - | - | - | - | 5,237 |

当事業年度（平成25年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | - | - | - | - | - | 2,737 |
| 合計 | - | - | - | - | - | 2,737 |

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 退職給付債務 | 1,618 | 1,541 |
| (2) 年金資産 | 1,592 | 1,710 |
| (3) 未積立退職給付債務 | 25 | 168 |
| (4) 未認識過去勤務債務 | 43 | 38 |
| (5) 未認識数理計算上の差異 | 23 | 141 |
| (6) 退職給付引当金 | 44 | 12 |

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 勤務費用等 | 226 | 216 |
| (2) 利息費用 | 27 | 17 |
| (3) 期待運用収益 | 28 | 31 |
| (4) 過去勤務債務の費用処理額 | 4 | 4 |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | 10 | 1 |
| (6) 確定拠出年金に係る要拠出額 | 57 | 54 |
| 退職給付費用合計 | 267 | 253 |
| (7) 特別退職金 | 389 | 246 |
| 合計 | 657 | 499 |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

(2) 割引率

| 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1.1% | 1.0% |

(3) 期待運用収益率

| 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|---|---|
| 2.1% | 2.0% |

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。

(5) 数理計算上の差異の処理年数

発生の翌事業年度から9年で処理しております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,085百万円 | 443百万円 |
| 未払費用 | 223 " | 197 " |
| 損金計上事務過誤取引 | - " | 168 " |
| 賞与引当金 | 133 " | 125 " |
| 資産除去債務 | 85 " | 87 " |
| 早期退職慰労引当金 | 26 " | 28 " |
| 退職給付引当金 | 17 " | 16 " |
| 有形固定資産 | 40 " | 12 " |
| 無形固定資産 | 6 " | 4 " |
| その他 | 5 " | 25 " |
| 繰延税金資産合計 | 1,625 " | 1,110 " |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 404 " | 287 " |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 56 " | 47 " |
| 退職給付引当金 | - " | 12 " |
| その他 | 1 " | 3 " |
| 繰延税金負債合計 | 462 " | 350 " |
| 繰延税金資産の純額 | 1,162 " | 760 " |

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 388百万円 | 373百万円 |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 774 " | 387 " |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|----------------------|--------------|--------------|
| | (平成24年3月31日) | (平成25年3月31日) |
| 法定実効税率 | 41.0% | 38.0% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 13.1 " | 9.2 " |
| 損金不算入ののれん償却額 | 44.7 " | 32.7 " |
| 抱合せ株式消滅差益 | 11.3 " | - " |
| 住民税均等割 | 0.4 " | 0.3 " |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 17.9 " | - " |
| その他 | 0.3 " | 1.4 " |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 106.2% | 78.8% |

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称

結合企業：ブラックロック・ジャパン株式会社

被結合企業：ブラックロック証券株式会社（以下、「BSC」という。）

(2) 主な事業内容

第一種金融商品取引業

(3) 企業結合日

平成23年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、BSCを吸収合併消滅会社としました。

(5) 結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

(6) 取引の目的を含む取引の概要

当社はグループ内における再編の一環として、平成23年2月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、100%子会社であるBSCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、本吸収合併の効力発生時点においてBSCの株主は当社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

| | 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|------------|---|---|
| 期首残高 | 237 | 240 |
| 時の経過による調整額 | 3 | 3 |
| 期末残高 | 240 | 244 |

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 4,207 | 7,952 | 4,287 | 16,448 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|
| 12,063 | 3,092 | 1,292 | 16,448 |

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものではありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 3,991 | 7,018 | 5,598 | 16,608 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|
| 10,991 | 4,445 | 1,171 | 16,608 |

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 1,865 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|--------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 9,889 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用 受託報酬 | 0 | 未収収益 | 282 |
| | | | | | | | 受入 手数料 | 1,403 | | |
| | | | | | | | 委託 調査費 | 1,047 | 未払費用 | 106 |
| | | | | | | | 事務 委託費 | 111 | | |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|--------------------|--------------------------|--------------------|---------------------|------------|-----------|------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・インク | 米国 ニューヨーク州 | 2百万 米ドル | 資産運用会社等 の事業の支配・ 管理 | (被所有) 間接 100 | グローバル 契約の締結 | 保険金 の受取 | 229 | 未収入金 | 229 |
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 9,429 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用 受託報酬 | 0 | 未収収益 | 381 |
| | | | | | | | 受入 手数料 | 1,865 | | |
| | | | | | | | 委託 調査費 | 379 | 未払費用 | 204 |
| | | | | | | | 事務 委託費 | 125 | | |

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|--------------|---------|----------|------------|-------------------|-----------|-------|--------------------------|----|-----------|
| 子会社 | ブラックロック証券(株) | 東京都千代田区 | 1億5千5万円 | 第一種金融商品取引業 | 所有直接100 | 吸収合併消滅会社 | 吸収合併 | 承継資産合計:846 承継負債合計:387 | - | - |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|---------------------------|--------------------|----------|------------------|-------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ルクス・フィンコ・S.a.r.l. | ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市 | 10万米ドル | 資産運用会社等の事業の支配・管理 | なし | ローン借入 | 資金の返済 | 1,100 | 長期借入金 | 5,237 |
| | | | | | | | 支払利息 | 172 | 未払利息 | - |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|--|--------------------|-------------|------------------|-------------------|-----------|--------|-----------|-------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック(シンガポール)リミテッド | シンガポール | 2百万シンガポールドル | 投資顧問業 | なし | 運用権限の再委託等 | 費用の立替 | 734 | 未収入金 | 734 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 83 | 未収収益 | 9 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ、 | 米国カリフォルニア州 | 150万米ドル | 投資顧問業 | なし | 運用権限の再委託等 | 運用受託報酬 | 61 | 未収収益 | 482 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 1,152 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 874 | 未払費用 | 123 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 48 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ルクス・フィンコ・S.a.r.l. | ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市 | 2百万米ドル | 資産運用会社等の事業の支配・管理 | なし | ローン借入 | 資金の返済 | 2,500 | 長期借入金 | 2,737 |
| | | | | | | | 支払利息 | 115 | 未払利息 | - |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 保険金の受取条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (6) 子会社との吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。
- (7) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (8) 費用の立替の支払条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (9) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

（1株当たり情報）

| | 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|------------------------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,270,562 円 50 銭 | 1,285,919 円 88 銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額（ ） | 3,570 円 78 銭 | 15,357 円 37 銭 |

（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|-------------------------------------|---|---|
| 当期純利益 又は当期純損失（ ） （百万円） | 36 | 156 |
| 普通株主に帰属しない金額 （百万円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失（ ） （百万円） | 36 | 156 |
| 普通株式の期中平均株式数 （株） | 10,158 | 10,158 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

| 変更年月日 | 変更事項 |
|-------------|--|
| 平成19年9月18日 | 証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年9月30日 | 商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年9月30日 | 公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年12月27日 | 事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 平成20年7月1日 | グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。 |
| 平成20年7月1日 | 株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。 |
| 平成21年6月22日 | 本店所在地変更のため、定款変更を行いました。 |
| 平成21年12月2日 | ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いました。 |
| 平成23年4月1日 | グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。 |
| 平成25年10月5日 | MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。 |

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 324,279百万円（平成25年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 10,000百万円（平成25年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額(百万円) (平成25年3月末現在) | 事業の内容 |
|------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| ソニー銀行株式会社 [*] | 31,000 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。 |
| SMB C日興証券株式会社 | 10,000 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 47,937 | |
| 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 | 8,000 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 | |

^{*} ソニー銀行株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
- ・資本金の額 : 9,429百万米ドル（円貨換算^{*} 8,868億円、平成25年3月末現在）
^{*} 米ドルの円換算は、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=94.05円）によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
- ・資本金の額 : 94百万英ポンド(円貨換算^{*} 約135億円、平成25年3月末現在)
* 英ポンドの円換算は、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値(1英ポンド=143.16円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド
- ・資本金の額 : 89百万豪ドル(円貨換算^{*} 8,682百万円、平成25年3月末現在)
* 豪ドルの円換算は、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値(1豪ドル=97.93円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3 【その他】

- 1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。
 - (1) 委託会社等の情報
 - 委託会社名
 - 金融商品取引業者登録番号
 - 設立年月日
 - 資本金
 - 当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
 - 「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨
 - (2) 受託会社に関する情報
 - 受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨
 - (3) 詳細情報の入手方法
 - 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
 - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨
 - (4) 交付目論見書の使用開始日
 - (5) 届出の効力に関する事項
 - 金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - (6) その他の記載事項
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。
- 3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- 4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月13日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）の平成25年3月16日から平成25年9月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）の平成25年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年11月13日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）の平成25年3月16日から平成25年9月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）の平成25年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 川 | 本 | 修 | 司 | 印 |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|

| | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 若 | 林 | 亜 | 希 | 印 |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[前へ](#)